

点検評価ポートフォリオ 尾道市立大学

2022 年 5 月

はじめに

尾道は古くから瀬戸内における要衝の地として経済的に発展してきた。また、山と海の景観美に加え、貴重な古文化財から近現代作家の芸術作品にいたる多くの文化遺産を有する。

このような地域の経済的・文化的背景のもと、1946 年 7 月、「尾道市立女子専門学校」が創設され、その後、同校は「尾道短期大学」へと転換した。当初の国文科に加え経済科と経営情報学科を新設し、全国屈指の歴史と規模を誇る公立の短期大学としてその名を知られた。

本学は、この尾道短期大学を前身として、経済科と経営情報学科を統合した経済情報学科と、国文科を引き継いだ日本文学科、そして、地域から強い要望のあった美術学科を加え、2001 年 4 月、4 年制大学「尾道大学」として出発し、2012 年 4 月の公立大学法人化を契機に「尾道市立大学」に名称を変更した。

また、2005 年 4 月、大学院（修士課程）を開設し、経済情報研究科、日本文学研究科、美術研究科の 3 研究科を設置した。学部教育研究活動を基盤として、さらに高度な教育を提供し、現代の要請に対応できる専門的知識、高い見識と実践的能力を兼ね備えた人材を養成している。

開校以来、大学の自律的かつ機動的な運営のもとに、特色ある教育、研究、地域貢献を推進している。また、小規模大学の特性を活かした教育を実践しており、学生と学生、学生と教員の距離が近く、人間的な触れ合いの中で相互に学び合い、本学の理念である「知と美」の探究と創造の実現を図っている。

本学は経済情報学部及び芸術文化学部の 2 つの学部から構成される。この構成は、古くから海運と流通で栄え、優れた芸術や文化を生み出してきた尾道の特性を踏まえたものであり、全国的にも

ユニークな学部構成で、本学の特徴の一つとなっている。

教育課程には、学科を問わず、学生が身に付けるべき素養を育むための教養教育科目を置き、同時に、各学部学科の特色が発揮されつつも調和のとれた専門教育科目を置いた編成としている。

社会が成熟化を遂げつつある今日、経済、経営、情報の 3 分野に求められる知識と技能はいつそう高度化し、専門的なものになっている。経済情報学部、経済情報研究科は、多様な価値や文化に対する深い理解を背景に、優れた専門能力を持ち、国内外で活躍できる有為な人材を養成している。

芸術文化学部、日本文学研究科、美術研究科は、現代社会の要請に応えられる教養を備え、日本や世界の芸術文化に対する深い認識と理解を有し、芸術文化の創造、国際社会や地域社会の発展に寄与する人材を養成している。

本学は、「尾道市の市立大学」として地域と密接に結び付き、経済、芸術文化の両面から継続的に地域貢献を行っている。教養教育科目及び専門教育科目の中には地域に関連する科目を配置し、地域との交流を推進しながら、学生の有意義な学びの場としている。

また、2004 年に創設された地域総合センターが中軸となって公開講座を開催する等、さまざまな機会を通して、研究や創作活動の成果を積極的に地域に向けて発信している。

今般、一般財団法人大学教育質保証・評価センターにて大学機関別認証評価を受審することとし、本学のこれまでの活動をまとめた「点検評価ポートフォリオ」を作成した。

この「点検評価ポートフォリオ」の作成と公開を通して、本学が自らの姿を振り返るとともに、本学の活動を広く地域や社会に示すための一助としたい。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事 (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関する事 (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関する事 (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み 1 「学修体系の「可視化」と「授業の基本方針」の導入」	37
取組み 2 「各種アンケート結果を活用した学修環境と授業の改善」	38
取組み 3 「学修ポートフォリオの整備による学修成果の把握」	39
取組み 4 「学生の学びの意思や学修状況に応じた教育水準の向上」	40
取組み 5 「競争的研究費の獲得状況の分析及び研究活動の支援」	41
III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み 1 「「地域を学びの場」とする教育の実践」	45
取組み 2 「「知と美」を還元する社会貢献」	46
取組み 3 「個々の学生の「思考力・判断力・表現力」の育成」	47
取組み 4 「正課に準じた自発的・主体的な学修への支援」	48
取組み 5 「芸術（美術、文学）作品の創作と発信」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

尾道市立大学

(2) 所在地

広島県尾道市久山田町 1600 番地 2

(3) 学部等の構成

学部：経済情報学部、芸術文化学部

研究科：経済情報研究科、日本文学研究科、美術研究科

その他の組織：附属図書館、尾道市立大学美術館、地域総合センター、情報処理研究センター、国際交流センター、教職支援センター、事務局

(4) 学生数及び教職員数

学生数：学部 1,424 人、大学院 28 人

専任教員数：59 人、非常勤教員 100 人

職員数：常勤職員 25 人、非常勤職員 10 人

(5) 理念と特徴

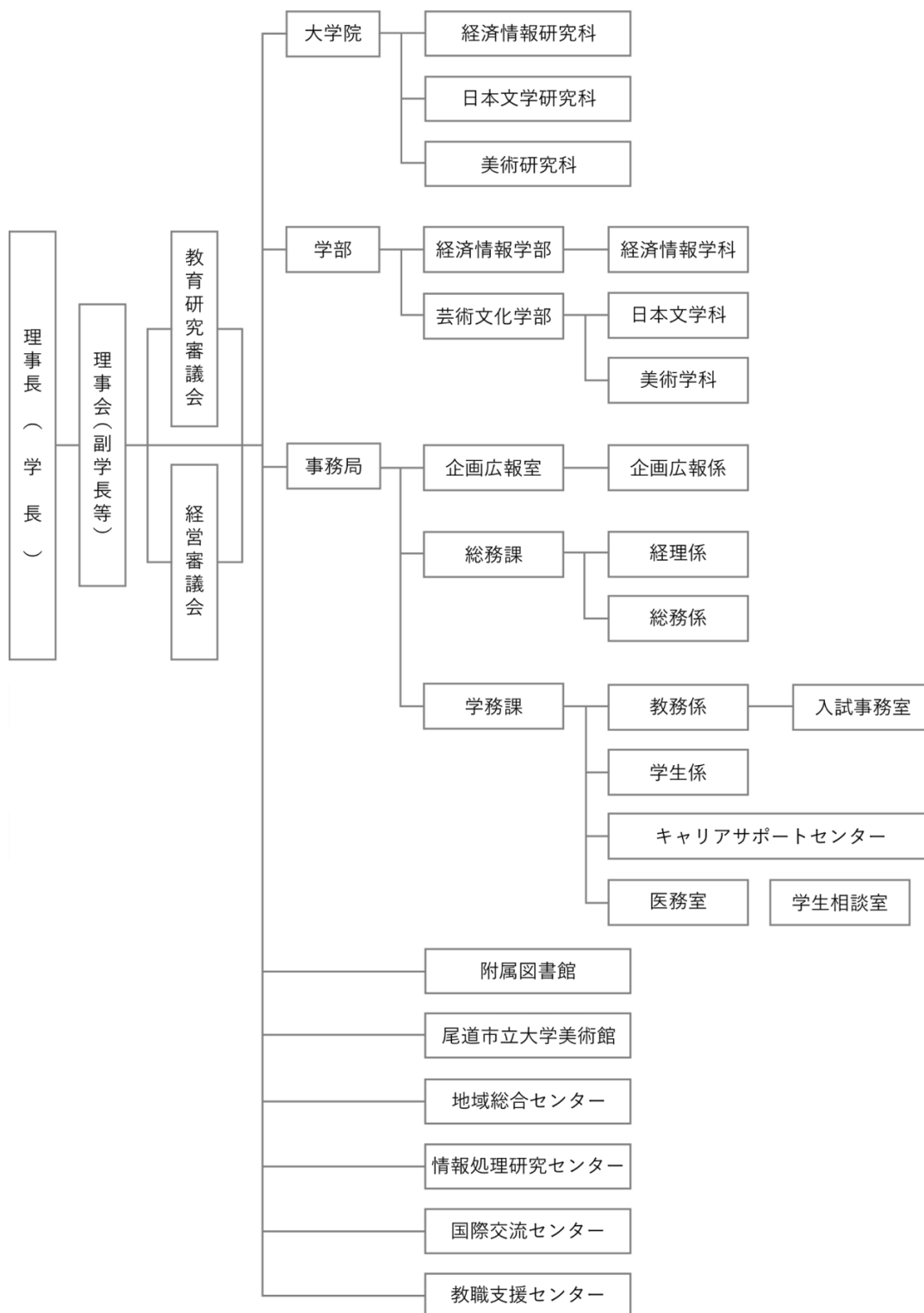
尾道は、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げるとともに、美しい風光を背に優れた芸術文化を生み出し、継承してきた。このような尾道の地の特性を活かして設立された本学は、経済情報学部と芸術文化学部の 2 学部を持ち、経済情報学部には経済情報学科の 1 学科を、芸術文化学部には日本文学科と美術学科の 2 学科を置き、また、大学院に経済情報研究科、日本文学研究科、美術研究科の 3 研究科を置く公立大学である。

本学の理念は、人と情報が集まって「知と美」を探究する場、その中で新たな「知と美」を創造しその成果を社会に発信する場、そして学問と人間的触れ合いを通じて有為な人材を育成する場となり、学術・文化の向上と社会の発展に貢献することである。また、この理念のもと、「教育：培う尾道市立大学」「研究：拓く尾道市立大学」「社会貢献：活かす尾道市立大学」という 3 つの目標を掲げている。

こうした理念の実現及び目標の達成に向けて、本学では小規模大学という特徴を活かし、教員と学生が人間的触れ合いの中で共に学び合い、確かな基礎学力と高い専門能力、そして豊かな人間性を培う教育を実践している。また、ユニークな学部・学科構成の特徴を活かして、全ての構成員が対等の立場で相互に協調し啓発し合い、異分野間の協働及び外部組織との連携を積極的に進めている。さらに、地域社会との連携を図りつつ、一方で世界的視野を持って教育研究に取り組み、独創的な成果を国内外に向けて広く発信している。

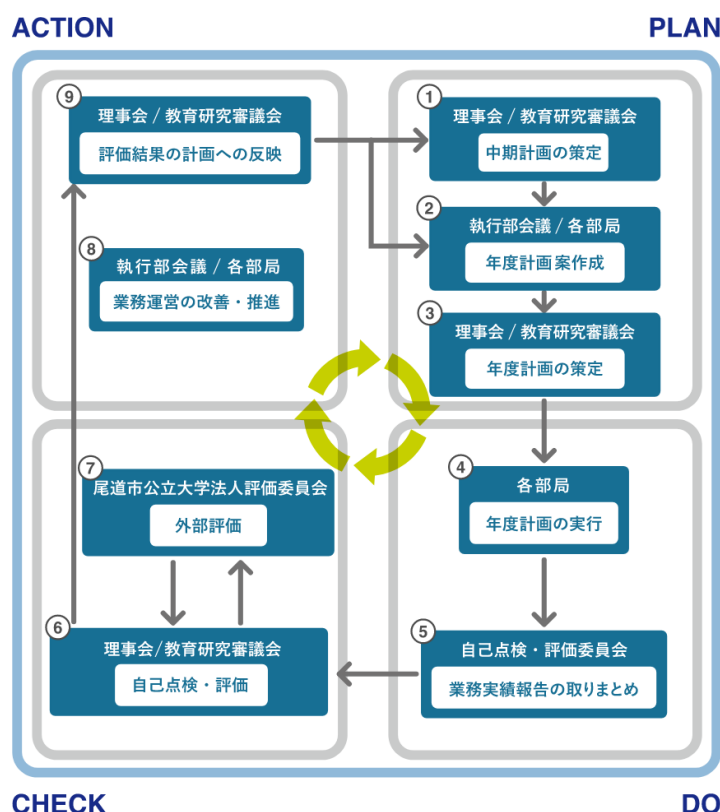
以上のように、「知と美」に対する強い好奇心と探究心の育成、「知と美」の創造へ向けた学術研究の推進、そして教育と研究を通して培い拓いた「知と美」の成果の発信、これらを絶えず行うことによって、上記の理念及び目標の達成を目指している。

(6) 大学組織図



注) この他、学長、副学長、学部学科長、事務局長、事務局管理職員から構成される執行部会議があり、経営審議会・教育研究審議会の事前調整、各学科・研究科、各部局の意見の取りまとめ及び連絡調整を行い、また、その他の大学の運営に関する重要な事項を審議する。

(7) 内部質保証体制図



(本学の内部質保証体制について、中期計画及び年度計画を例として PDCA サイクルを示した)

- ① 理事会・教育研究審議会は、設立団体である尾道市が定めた中期目標に基づき、具体性を備えた中期計画を策定する。尾道市長は尾道市公立大学法人評価委員会の意見を聞き、これを認可する。
- ② 執行部会議は 3 ポリシーの確認と見直しを行い、中期計画に基づく年度計画における全学的な方針を決定する。各学科・研究科は学位プログラム単位での年度計画案を作成し、その他の部局は学修環境・学修支援・教職員の能力の保証と開発のための年度計画案を作成する。
- ③ 理事会・教育研究審議会は中期計画に基づく年度計画を策定する。
- ④ 各部局は、収集した情報を活用したモニタリングより短期的な改善や推進を行いながら、年度計画を実行し、その旨を報告する。
- ⑤ 自己点検・評価委員会は、年度の中間に各部局に計画の進捗状況を照会し、年度末に業務実績報告を取りまとめる。
- ⑥ 理事会・教育研究審議会は、業務実績報告に基づいて自己点検・評価を行う。
- ⑦ 尾道市公立大学法人評価委員会は、業務実績報告に基づいて評価を行い、また、多様な視点から助言等を行う。
- ⑧ 執行部会議は自己点検・評価及び外部評価を受けて、業務運営の全学的方向性を決定する。各部局は執行部会議の指示に基づき、さらなる推進や速やかな改善を行う。
- ⑨ 理事会・教育研究審議会は、自己点検・評価及び外部評価の結果を年度計画、また、次期の中期計画に反映する。

大学の目的

大学の目的は尾道市立大学学則第 1 条に、大学院の目的は尾道市立大学大学院学則第 2 条に規定されている。

- ・尾道市立大学学則（抄）

（目的）

第 1 条 尾道市立大学（以下「本学」という。）は、学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、もって国家社会の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与することを目的とする。

- ・尾道市立大学大学院学則（抄）

（目的）

第 2 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 大学の目的

本学の目的は、「学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって国家社会の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与すること」であり、学則第 1 条に定めている。

また、学則で定める目的を達成するため、経済情報学部及び芸術文化学部の 2 学部を設置している。

2) 学部学科の目的

各学部学科の教育研究上の目的は学則第 3 条において定めている。

経済情報学部経済情報学科の目的は、「多様な価値や文化に対する深い理解を背景に、経済、経営、情報に関する優れた専門能力を持ち、国内外で活躍できる有為な人材を養成すること」であり、同第 1 号に定めている。

芸術文化学部の目的は、「日本や世界の芸術文化に対する深い認識と理解を有し、優れた徳性と高い知性を持って文化活動や社会活動に能動的に参加し、現代の国際化社会や情報化社会の要請に応えられる十分な教養を具え、国際社会や地域社会の創造と発展に寄与する人材の育成」であり、同第 2 号に定めている。

また、同条同号において、日本文学科及び美術学科の目的について定めている。

日本文学科は、「しっかりと基礎学力の上に、広く芸術や文化を学びながら日本文学と日本語学の専門分野での研究を深め、構想力、論理的思考力、分析力を身に付けた社会のリーダー、教育者や研究者等を育成すること」を目的とする。

美術学科は、「美術についての学識と高い表現能力を養い、充実した創作活動を行う作家及びデザイナーを養成すること」を目的とする。

3) 学部学科の教育内容

経済情報学部経済情報学科は、「めまぐるしく変動する現代社会を的確に見据えながら、経済的諸問題を IT 技術を駆使して経済学及び経営学の分析手法で解決できる人材の育成を目指す」ことを教育目標に掲げている。

2015 年度より経済、経営、情報の 3 コース制とした。学生は、それぞれの分野の基礎を学んだ上で、コースを選択し、さらに専門的な学修を進めていく。カリキュラムの主要な専門科

目区分には、経済系、経営系、情報系の科目を置いている。経済情報に関する基礎と、さらに高度な専門知識を系統的に学修することで、高度化する経済社会の要請に応えられる人材を育成している。

芸術文化学部においては、学部共通科目を含め、日本文学科と美術学科の学生が共通して受講できる複数の科目を置いている。

日本文学科は、カリキュラムに日本文学系、日本語学系、中国欧米文学系の 3 つの大きな柱を持つ。日本文学系には、上代から近現代までの幅広い時代の文学を学修できる科目を置き、日本語学系には、概要や歴史を学べる科目に加えて、より専門的な古典語と現代語の科目を置く。中国欧米文学系には、中国文学、欧米文学、また、比較文学の科目を置き、関連科目に文芸創作を学修する科目を置いている。

美術学科には、日本画、油画、デザインの 3 コースがある。学生は、1 年次でそれぞれの分野の基礎を学んだ上、2 年次からコースを選択し、さらに専門的な学修を進めていく。カリキュラムの専門実習科目区分には、各コースにおける学修の中軸となる実習科目を置いている。

4) 学部学科の収容定員等

各学部学科の入学定員及び収容定員については、学則第 2 条に定めている。

次の表に示す通り、実際の入学者数が入学定員を大幅に超える、または下回る状況にはなっていない。

○学科別定員・入学者数等の状況(2022 年 5 月 1 日現在、単位:人)

学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
経済情報学部	経済情報	200	236	800	960
芸術文化学部	日本文学	50	60	200	237
	美術	50	55	200	227

5) 学部学科の名称

各学部学科の名称は、その目的と教育内容等から鑑みて適切であると判断できる。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	尾道市立大学学則第1条（目的）
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	尾道市立大学学則第1条（目的）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	尾道市立大学学則第3条（教育研究上の目的）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	尾道市立大学学則第2条（学部、学科及び定員）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	尾道市立大学学則第2条（学部、学科及び定員）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当しない
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	尾道市立大学学則第2条（学部、学科及び定員）
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	尾道市立大学学則第3条（学部及び学科の教育研究上の目的）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 大学院の目的

本学大学院の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与すること」であり、大学院学則第2条に定めている。また、同第4条において、修士課程の目的を「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うこと」と定めている。

2) 研究科の目的

各研究科の教育研究上の目的は、大学院学則第6条において定めている。

経済情報研究科は「経済、経営、情報に関する高度な専門知識を持ち、国内外で活躍できる有為な専門的職業人及び研究者を養成すること」、日本文学研究科は「日本の言語や文学、そして芸術文化の深い理解や幅広い視野、さらには、それらを中軸とした国際的な感覚や異文化を共有する教養を身に付け、その豊かな知性や優れた徳性によって、社会活動や文化活動に指導的役割を果たす人材を養成すること」、美術研究科は「より広い視野に立って美術についての深い学識と表現能力を養い、自立して持続的に充実した創作活動を行う作家及びデザイナーを養成すること」を目的とする。

3) 研究科の収容定員等

各研究科の入学定員及び収容定員、2022年度の入学者数については、次の表の通りである。

○研究科別定員、入学者数等の状況(2022年5月1日現在、単位:人)

研究科	課程	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
経済情報	修士	経済情報	8	2	16	12
日本文学	修士	日本文学	6	0	12	0
美術	修士	美術	12	8	24	16

経済情報研究科は春入試の前期日程と後期日程、秋入試の計3回、日本文学研究科は前期日程と後期日程の2回、美術研究科は1回の入試を、それぞれ一般、社会人、外国人留学生の区分で行っている。

しかし、次の表の通り、実際の入学者数が入学定員を下回る状況になっており、この状況を改善するため、各研究科においてさまざまな取り組みを行っている。

○2022年度実績 研究科別募集人員及び入学内訳(単位:人)

研究科	専攻	募集人員	入試区分	入学内訳		
				区分		
				一般	社会人	外国人留学生
経済情報	経済情報	8	春入試前期日程	0	0	0
			春入試後期日程	1	0	1
			秋入試	—	—	—
日本文学	日本文学	6	前期日程	0	0	0
			後期日程	0	0	0
美術	美術	12		8	0	

経済情報研究科では、入学者数を増やすため、秋入学の制度、大学院進学希望の学業優秀な学部生が大学院の授業科目を履修できる早期履修制度、休学を挟まずに最長4年まで在籍できる長期履修制度、国立嘉義大学(台湾)とのダブルディグリー制度等を取り入れた。これらにより、2016年度0人、2017年度に1人であった入学者数は、2019年度5人、2020年度6人、2021年度8人(秋入学含む)まで改善している。

日本文学研究科では、社会状況的に専門性を活かした修了後の進路について展望を持ちにくいことから、内部からの進学希望者が少ない。また、外部からの外国人留学生の受験は継続的にあるが、学力的に入学に結び付かない状況が続いている。入学者数増を期して、学部生に向けて大学院進学ガイダンスを開催し、3～4年生の研究発表会への大学院生の参加等、大学院における研究内容等に触れさせている。また、学科を中核とする「尾道市立大学日本文学会」での研究発表の機会や、交流のあるノートルダム清心女子大学の日本語日本文学科が主催する学会への参加等を通して、研究を継続する動機付けを高める機会を設けている。加えて、本学大学院修了生や他大学大学院への進学者に聞き取り調査を行い、大学院教育の改善点について、継続的に情報収集している。

美術研究科では、学部生に向けたコース別の大学院進学ガイダンスを開催し、大学院における学修の意義等を説明し、入学者の確保に努めている。また、学外からの入試や入学後の学修等に関する問い合わせについては、各分野の教員が志望動機や研究計画を事前に聞き取る等の対応を行っている。これらにより、年度によって多少の変動はあるものの、入学定員程度の入学者数を確保している。

4) 研究科の名称

各研究科の名称は、その目的と教育内容等(「ハ 教育課程に関すること(②大学院)」参照)から鑑みて適切である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	各研究科の入学定員充足率の改善を図る必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	尾道市立大学大学院学則第 2 条 (目的)
	大学院設置基準	
②	第一条の二 (教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	尾道市立大学大学院学則第 6 条 (研究科の教育研究上の目的)
③	第二条 (大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程 (学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。) とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	尾道市立大学大学院学則第 4 条 (課程)
④	第三条 (修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	尾道市立大学大学院学則第 11 条 (標準修業年限) 第 12 条 (在学年限)
⑤	第四条 (博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。	該当しない
⑥	第五条 (研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	尾道市立大学大学院学則第 5 条 (研究科、専攻及び定員等) 第 6 条 (研究科の教育研究上の目的)
⑦	第六条 (専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	尾道市立大学大学院学則第 5 条 (研究科、専攻及び定員等)
⑧	第十条 (収容定員) 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	尾道市立大学大学院学則第 5 条 (研究科、専攻及び定員等)
⑨	第二十二條の四 (研究科等の名称) 研究科及び専攻 (以下「研究科等」という。) の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	尾道市立大学大学院学則第 6 条 (研究科の教育研究上の目的)

ロ 教員組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 教授会・学科会

学則第7条及び第8条に基づき、各学部教授会を、また、各学科に学科会を置いている。それぞれの教授会及び学科会は、情報伝達や意思疎通等を担保するため、人事教授会を除き、所属する教授、准教授及び講師で組織される。

教授会及び学科会は、基本的に月1回、8月を除く各月の第3木曜日に開催される。その他、年度始めや卒業判定等の必要に応じ、臨時に開催される。

教授会においては、カリキュラム等、各学部の教育体制に係る事項、学生の入学、卒業や学位の授与等の学則に定められている事項、学生への対応、委員会からの提案等についての審議と各種の報告が行われる。学科会においては、各学科の教育研究に係る事項について細やかな検討がなされ、必要に応じて、学科から教授会に議案を提出する。

2) 教員組織

各学部学科には、それぞれ学部長、学科長を配置し、学部学科の運営を推進している。また、教授会、学科会等を通じて、組織的な連携体制が確保されている。なお、経済情報学科の3コースには、それぞれコース長を置き、美術学科の3コースには取りまとめを行う教員各1人を置いて運営を推進している。必要に応じてコース会議が開催され、また、コース間の情報共有等のための打ち合わせ等も頻繁に行われる。

3) 専任教員数と授業科目の担当

各学部学科の専任教員数は、次の表の通り、大学設置基準に照らして必要な数以上を配置している。

○学科別収容定員数と専任教員数(2022年5月1日現在、単位:人)

学部	学科	収容定員	必要な専任教員数	専任教員数		
					教授	准教授等
経済情報	経済情報	800	14	27	9	18
芸術文化	日本文学	200	6	15	11	4
	美術	200	6	15	7	8
大学全体		1200	41	57	27	30

いずれの学科においても主要授業科目は必修としており、必修科目は専任教員が担当することが基本となっている。

経済情報学科では、「経済学入門Ⅰ(ミクロ)」「経済学入門Ⅱ(マクロ)」等の専門基礎科目、「基礎演習Ⅰ」「専門演習Ⅰa」等の学科必修の演習科目、また、「ミクロ経済学Ⅰ」「経営

組織論」「プログラミングⅠ」等のコース必修の科目を主要授業科目として位置付ける。これら主要授業14科目のうち13科目を教授、准教授が担当する。

日本文学科では、日本文学系の「日本文学概論」、日本語学系の「日本語学概論」等、中国欧米文学系の「中国文学概論」等、また、「古典文学基礎演習」「近現代文学基礎演習」「日本語学基礎演習」の必修科目を主要授業科目とし、専任の教授、准教授が担当する。

美術学科では、1年次必修の基礎造形科目、2～4年次のコース別の「油画実習Ⅰ～Ⅲ」、「日本画実習Ⅰ～Ⅲ」、「デザイン実習Ⅰ～Ⅲ」の専門実習科目を主要授業科目とし、基礎造形科目の「彫刻」を除き、専任の教授、准教授に講師を加えた複数で担当する。

4) 専任教員の年齢構成・男女比

専任教員の年齢構成及び全体に占める女性教員数は、次の表の通りである。

○学科別専任教員の年齢構成と女性教員数(2022年5月1日現在、単位:人)

	専任教員の年齢構成						うち女性教員数
	25歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計	
経済情報	1	8	9	5	4	27	5
日本文学	0	2	0	12	1	15	5
美術	0	5	3	3	4	15	4
計	1	15	12	20	9	57	14

専任教員の年齢構成についてはバランスよく分布しているが、女性教員の割合がやや低く、また、日本文学科では50歳代の割合が高い。新規採用の際には、年齢構成及び男女構成の比率を考慮する方針を定めて選考にあたっている。

5) 専任教員の選考

専任教員の定年や退職等に伴って欠員が生じる場合に、計画的に公募制によって採用活動を行っている。

人事委員会の方針等に基づき、一次審査では各学科の人事教授会構成員から選出された教員と学部長及び学科長で構成される教員選考委員会が書類選考によって複数の候補者を選出する。二次審査では教員選考委員会に副学長、事務局長を加えて面接、模擬授業等によって採用候補者を選出する。一次審査、二次審査においても人事委員会の審議を経て候補者を決定する等、適切な方法により選考している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	各学部学科での情報伝達を確かなものとするために、人事教授会以外の定例教授会は准教授及び講師を加えて組織されている。
改善を要する点	日本文学科専任教員の年齢構成の偏りを改善する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	尾道市立大学学則第7条（教授会） 第8条（学科会）
	大学設置基準	
②	第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること	尾道市立大学学則第5条（教職員） 第6条（教職員の職務） 尾道市立大学教員の採用及び昇任の手續に関する規程
③	第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。	尾道市立大学 Web ページ（教育課程表） 学生便覧（p.11-13） 尾道市立大学授業科目履修規程
④	第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。	尾道市立大学 Web ページ（教職員数）
⑤	第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること	尾道市立大学 Web ページ（教職員数）

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 研究科委員会

大学院学則第 9 条に基づき、経済情報研究科、日本文学研究科、美術研究科のそれぞれに研究科委員会を置いている。各研究科委員会は、学部の教授会と同様に、所属する教授、准教授及び講師で組織され、各研究科における情報伝達や意思疎通等を担保している。

研究科委員会は、基本的に月 1 回、8 月を除く各月の第 3 木曜日に開催される。その他、年度始めや、修了判定等の必要に応じ、臨時に開催される。

研究科委員会においては、カリキュラム、研究科の教育体制に係る事項、学生の入学、課程の修了や学位の授与等の大学院学則に定められている事項、学生への対応等についての審議と各種の報告が行われる。

2) 教員組織

各研究科には研究科長を配置し、研究科の運営を推進している。また、研究科委員会を通じて、組織的な連携体制が確保されている。

経済情報研究科における経済系、経営系、情報科学系の各分野、また、美術研究科の絵画教育研究分野、デザイン教育研究分野においては、それぞれ取りまとめを行う教員 1～2 人を置き、運営を推進している。

いずれの研究科においても、各分野において、また、取りまとめを行う教員による打ち合わせ等が頻繁に行われ、情報共有等の機会が確保されている。

3) 専任教員数と授業科目の担当

各研究科の専任教員数は、次の表の通り、大学設置基準に照らして、必要な数以上を配置している。

○研究科別収容定員数と専任教員数(2022 年 5 月 1 日現在、単位:人)

研究科	専攻	収容定員	必要な専任教員数	専任教員数		
				教授	准教授等	
経済情報	経済情報	16	5	18	7	11
日本文学	日本文学	12	3	15	11	4
美術	美術	24	4	15	7	8
大学院全体		52	12	48	25	23

いずれの研究科においても、研究指導担当教員が専門の主要な科目を担当し、非常勤講師がその他の科目を担当している。なお、経済情報研究科においては、大学院の授業担当教員

のうち、教授及び准教授を研究指導担当教員として位置付けている。

経済情報学研究科においては、「研究演習」Ⅰ・Ⅱ、「研究指導(論文指導)」Ⅰ・Ⅱを主要授業科目として位置付け、専任教員が担当している

日本文学研究科においては、必修の総合科目である「日本文学・言語文化総論」「日本古典文学特講」等の基幹科目、また、「研究指導(論文)」を主要授業科目として位置付け、専任教員が担当している。

美術研究科においては、学生が研究分野に即して選択する「日本画研究 A」Ⅰ・Ⅱ、「日本画研究 B」Ⅰ・Ⅱ、「油画研究 A」Ⅰ・Ⅱ、「油画研究 B」Ⅰ・Ⅱ、「デザイン研究」Ⅰ・Ⅱの専門実習科目を主要授業科目として位置付け、専任教員が担当している。

4) 専任教員の年齢構成・男女比

専任教員の年齢構成及び全体に占める女性教員数は、次の表の通りである。

○研究科別専任教員の年齢構成と女性教員数(2022 年 5 月 1 日現在、単位:人)

	専任教員の年齢構成						うち女性教員数
	25歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	計	
経済情報	0	4	8	3	3	18	3
日本文学	0	2	0	12	1	15	5
美術	0	5	3	3	4	15	4
計	0	11	11	18	8	48	12

大学院の専任教員は学部学科の専任教員とほぼ重なるため、年齢構成等の状況や課題、対応は、前頁の「ロ 教員組織に関すること（①大学）」と同様である。

5) 専任教員の選考

「ロ 教員組織に関すること（①大学）」の専任教員の選考に準じる。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	各研究科での情報伝達を確かなものとするために、定例の研究科委員会は准教授及び講師を加えて組織されている。
改善を要する点	日本文学研究科専任教員の年齢構成の偏りを改善する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること	尾道市立大学大学院学則第7条（研究科長） 第8条（教員組織） 尾道市立大学教員の採用及び昇任の手続に関する規程 学生便覧(p. 72-73) 学生便覧(p. 84) 学生便覧(p. 92)
②	第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 ※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること	尾道市立大学経済情報学部教員昇任に関する内規 尾道市立大学芸術文化学部日本文学科教員の採用・昇任に関する内規 尾道市立大学美術学科専任教員の任用（採用及び昇進）に関する内規
③	第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。 ※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること	該当しない

ハ 教育課程に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜 全学及び各学部学科のアドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れるために、一般選抜前期日程及び同後期日程、特別選抜として学校推薦型選抜、さらに私費外国人留学生選抜の４種の入学者選抜を実施している。なお、学校推薦型選抜については、それぞれの学科において、学修成績の状況等の出願資格を設けている。 入試方法については、アドミッション・ポリシーに基づく適正な入試の実施に向け、入試制度検討委員会が検討を行っている。学校推薦型選抜において日本文学科と美術学科の入試方法の変更を行った際には、高等学校等への聞き取りや入学後の学生の学修状況を調査することによって効果を検証している。 入試問題作成については、各学科から推薦された教員を、問題作成委員として学長が委嘱する。問題の管理は、入学者選抜実施委員会において受け渡しの記録、金庫保管等により厳重に行っている。出題ミスを防ぐため、各問題の原案作成者とは異なる複数の作成委員によるチェックを行い、印刷校正時においても同様のチェックを行っている。 入学者選抜の実施については、入学者選抜実施委員会を中心に、全ての専任教員と常勤職員が携っている。一般選抜及び学校推薦型選抜ならびに私費外国人留学生選抜の別を問わず、実施要領や業務に応じた個別マニュアルを作成し、事前説明会を行う等、公正かつ適切な体制を構築し全学体制で確実に実施している。 2) 教育課程の編成・授業の方法 全学及び各学部学科のカリキュラム・ポリシーに則り、系統性と順次性を考慮しつつ、ディプロマ・ポリシーに示す専門的知識や技能、また、問題解決能力等を身に付けることができる体系的な教育課程を編成している。各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係性は、カリキュラムマップ及びツリーによって学生に明示している。 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラムの検証は、各学科と教養教育委員会、教育職員免許状取得及び学芸員資格取得の各課程によって行われ、変更の際には各教授会、教養教育委員会、教務委員会の議を経た後に、学長、副学長、学部学科長及び事務局管理職員で構成する執行部会議において全学的な調整を行った上、教育研究	審議会に諮られて決定している。 また、シラバスの書式については、教務委員会を中心とする体制で検討し、記載内容については各学科、教養教育委員会、各課程において確認している。 全ての授業科目は、学則に基づいた授業科目履修規程において教養教育科目、専門教育科目及び資格取得関係科目に区分されており、各学科別に定めた、卒業のために必要な単位数、また必修、選択必修、選択の区別を明示している。 また、授業を行う期間を年間 35 週、各科目の授業を行う期間を、補講や定期試験期間等を除いて、15 週を確保できるように学年暦で定めている。 各授業科目は、1 単位につき 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成している。講義については 15 時間、演習については 15～30 時間、実習については 30～45 時間の授業をもって1単位とすることを学則に定めている。 なお、1年に履修できる単位の上限を原則として47単位とするCAP制を採用している。 3) 成績評価基準・卒業認定基準 成績評価については、学則及び授業科目履修規程で定め、『学生便覧』等により学生に周知している。また、授業科目ごとの評価方法についてはシラバスに明記し、学内ポータルサイトを通じて学生に周知するとともに、本学 Web サイトにおいて公表している。 各科目の成績評価は、試験、実習、実技、レポートの成績、授業への取り組み状況等を総合して行われる。成績評価は絶対評価とし、評点と評価基準の関係を「成績評価基準のガイドライン」で示している。なお、学生からの成績評価に対する疑義の申し立てについては、全学的な制度として導入し、『学生便覧』に明記している。 卒業認定については、学則に明確に定めている。各学部学科の卒業要件及びディプロマ・ポリシーは、『学生便覧』に明記している。各学科において、卒業研究、卒業論文、卒業制作等が課題として定められ、発表会や口頭試問等を通じて、厳格な審査が行われている。 卒業判定については、教務委員会で審査し、各学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること	尾道市立大学学則第 30 条（入学者の選考） 尾道市立大学 Web ページ（入学者選抜要項） 尾道市立大学委員会規程
②	第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	尾道市立大学学則第 36 条（授業科目） 第 51 条（学位） 尾道市立大学授業科目履修規程 尾道市立大学学位規程 尾道市立大学 Web ページ（教育課程表）
③	第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	（シラバス） （カリキュラムの概要） （各学科カリキュラムマップ） （各学科カリキュラムツリー）
④	第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	尾道市立大学学則第 37 条（単位計算方法） 尾道市立大学授業科目履修規程 尾道市立大学 Web ページ（学部授業・履修登録・単位認定等）
⑤	第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。	尾道市立大学 Web ページ（学年暦） 学生便覧（p. 4-5）
⑥	第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。	尾道市立大学 Web ページ（学部授業・履修登録・単位認定等） 学生便覧（p. 6, 101）
⑦	第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	尾道市立大学学則第 36 条（授業科目） 第 37 条（単位計算方法） 尾道市立大学授業科目履修規程 尾道市立大学 Web ページ（学部授業・履修登録・単位認定等）
⑧	第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること	尾道市立大学 Web ページ（成績評価） （成績評価基準のガイドライン） （卒業の要件） （学年暦） 学生便覧（p. 7-13, 31-32, 125-126） 尾道市立大学学則第 38 条（単位の認定及び成績の評価）
⑨	第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。	尾道市立大学学則第 37 条（単位計算方法） 第 38 条（単位の認定及び成績の評価）
⑩	第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	尾道市立大学学則第 38 条（単位の認定及び成績の評価） 学生便覧（p. 29）

ハ 教育課程に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜 大学院の入学者選抜については、各研究科のアドミッション・ポリシーに沿って、各分野に応じた適切な方法により実施している。 経済情報研究科では、論文審査と面接試験により判定を行う。日本文学研究科では、一般入試では専攻分野及び日本語学、古典文学、近現代文学、漢文学についての専門科目試験ならびに面接試験により判定を行い、社会人及び外国人留学生入試では小論文試験と面接試験により判定を行う。美術研究科については、提出作品の審査、実技、小論文、面接の各試験により判定を行う。 入学者選抜の実施については、各研究科の担当委員が中心となり、教職員が連携して対応し、万全の体制のもと公正かつ確実に実施している。入試問題作成については、専門性が高いため、各研究科において作成するが、出題ミス等を防ぐため、複数人でチェックする体制を整えている。 試験に際しては、試験区分に応じた実施要領等を作成し、研究科ごとに実施している。 2) 教育課程の編成・指導の方法 各研究科における教育課程の編成は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに従って行われている。 経済情報研究科の授業科目は、経済系、経営系、情報系の3つの分野で構成される。情報系で学んだ知識と技術をもとに、経済系や経営系と連携することにより、経済及び企業経営・管理等の研究教育を行っている。入学時においては、研究科長が全体的な履修指導を、さらに研究指導教員が個別の履修指導を行う。 修士論文作成の前段階として、1 年次配当の「研究演習」Ⅰ・Ⅱを通じ、関連文献の検討や事例研究等によって問題意識を確実にし、必要な分析ツールを修得できるよう研究指導する。また、修士論文作成の指導は2 年次配当の「研究指導（論文指導）」Ⅰ・Ⅱの科目を通じて行う。 日本文学研究科においては、総合科目により多様化する現代社会に対応できる知の共有を図り、基幹科目に置く古典文学、近代文学、日本語学、漢文学を学ぶことを必修としている。その上で専門科目や関連科目を選択して学修し、総合的な学力を養うことができる編成となっている。 研究指導は、各授業科目を通じて随時行われる。また、修	士論文作成の指導は、研究指導教員が担当学生に対して、1 年次に基礎的な力の養成を行い、2 年次に「研究指導（論文指導）」を必修科目とし、学生の研究報告について討議や指導を行う。 美術研究科においては、基礎理論科目、専門演習科目、専門実習科目を設けている。理論・歴史的な考察、素材や媒体の可能性の模索、また、社会とのコミュニケーションを意識して制作することの重要性を体得することも含め、主体的な制作の場を持つことができる編成となっている。 指導教員は、学生が各自の研究課題に則して作成した研究計画に基づいて制作に関する指導を行う。また、修了制作及び当該作品に係る制作意図や背景、技法、素材に関する研究等をまとめた副論文作成のための指導を行う。なお、副論文については、美術理論担当の教員も指導に加わる。 3) 成績評価基準・修了認定基準 成績評価及び修了認定基準については、大学院学則及び各研究科細則で定め、『学生便覧』等により学生に周知している。また、授業科目ごとの評価方法についてはシラバスに明記し、学内ポータルサイトを通じて学生に周知するとともに、本学 Web サイトにおいて公表している。 成績評価は、課題作品、筆記試験、レポート、演習発表の成果等を総合して行う。成績評価は絶対評価とし、評点と評価基準の関係を「成績評価基準のガイドライン」で示している。 修士論文、修了作品等の評価基準については、『学生便覧』に明記し、本学 Web サイトにおいて公表している。 修了認定については、各研究科のディプロマ・ポリシー、細則等に従って適切に行われている。学生が所定の単位を修得した上、必要な研究指導を受けて作成、提出した修士論文、または修了作品及び副論文について複数教員による審査が行われる。なお、最終試験は、いずれの研究科においても原則として口述試験により行う。 各研究科委員会は、審査会から最終試験等の結果の報告を受け、可否を判定し、合格した学生に対して学長が修了を認定し、修士の学位を授与している。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	尾道市立大学大学院学則第 9 条（研究科委員会） 第 16 条（入学者の選考） 尾道市立大学 Web ページ（経済情報研究科春入学募集要項） （経済情報研究科秋入学募集要項） （日本文学研究科募集要項） （美術研究科募集要項）
②	第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	尾道市立大学大学院学則第 21 条（教育の方法等） 第 24 条（授業科目及び単位数） 第 27 条（単位の修得等） 第 40 条（学位の授与） 尾道市立大学 Web ページ（シラバス） 尾道市立大学大学院授業科目履修規程
③	第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。	尾道市立大学大学院学則第 21 条（教育の方法等） 第 27 条（単位の修得等） 学生便覧（p.70-73, 76, 82-84, 87, 91-92, 94）
④	第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	尾道市立大学大学院学則第 8 条（教員組織） 第 32 条（他の大学の大学院等における研究指導） 学生便覧（p.105）
⑤	第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること	尾道市立大学 Web ページ（経済情報研究科修士論文の評価基準） （日本文学研究科修士論文の評価基準） （美術研究科修了作品の評価基準） （成績評価基準のガイドライン） 学生便覧（p.75, 79, 86, 90, 93, 97） 尾道市立大学大学院学則第 26 条（単位の認定及び成績の評価） 第 27 条（単位の修得等） 第 39 条（修了の要件） 尾道市立大学大学院経済情報研究科細則 尾道市立大学大学院日本文学研究科細則 尾道市立大学大学院美術研究科細則
⑥	第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したもの」とみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。	尾道市立大学大学院学則第 10 条（学年、学期及び休業日） 第 25 条（単位の計算方法） 第 23 条（長期にわたる教育課程の履修） 第 30 条（他の研究科又は他の大学の大学院における授業科目の履修等） 第 31 条（入学前の既修得単位等の認定） 第 45 条（科目等履修生）

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地、校舎、運動場、施設等 本学においては、共通基礎データに示すように、学校設置基準を満たす校地面積、校舎面積、運動場、その他の教育研究活動のために必要な施設が整っている。 講義や演習等の授業は E 棟及び C 棟で行っている。美術学科の実習授業は D 棟のアトリエや版画実習室、写真スタジオ、CG 教室、また、キャンパス内にある木工実習室、木工機械室、金工実習室、塗装実習室、陶芸実習室、彫刻実習室等で行っている。なお、E 棟には学長室、会議室、事務室、医務室等を、C 棟にはキャリアサポートセンター等を備える。 運動施設、課外活動施設としては、第 1 体育館、第 2 体育館、第 1 グラウンド、第 2 グラウンド、テニスコートの他、第 1 クラブ棟、第 2 クラブ棟があり、21 の体育会系クラブと、18 の文化系クラブ、11 の同好会の活動拠点になっている。 学生会館には、食堂に加え、ミーティングルーム、ラウンジ、多目的教室、課外教室、茶室があり、課外活動や学生の交流の場として機能している。2015 年度に開設した翠明館には、自習室、ラウンジ、会議室を備え、学生の自主学修や交流の場として活用されている。また、C 棟にはラーニングコモンズを置き、学生の共同の学修の場として活用している。 バリアフリーへの対応としては、大学の正門から事務局カウンターまでをフラット化し、点字ブロックで誘導している。各校舎においても、エントランスにスロープを設置して段差を排除し、また、エレベーターを設置して、キャンパス内での移動がスムーズにできるように配慮している。 校舎内のエレベーターには、車椅子使用者用ボタンや点字表示があり、ユニバーサルデザインを採用している。階段においても、手すりを付け、センサー付き照明を採用する等、校舎内を移動しやすくように配慮している。また、自動点灯機能を備えたトイレ、オストメイト対応の多機能トイレを採用した身体障害者用トイレも設置している。 防犯面においては、E 棟 1 階に守衛室を設置し、夜間及び休日は警備委託による保安を行っている。警備員は、1 時間ごとに全キャンパス内を巡回し、施設の施錠、火災・盗難防止等の保安確認を行っている。また、個人情報等の保管場所にはセキュリティシステムによる保安を行い、防犯体制を確立している。また、キャンパス内の 4 箇所に AED を設置している。 なお、本学のキャンパスは、久山田水源池に面した自然に恵まれた場所にあり、学生の憩いの場とすべく、テーブルやベ	ンチを屋外に多く設置している。 2) 附属図書館 図書・雑誌等を集中管理し、閲覧席 150 席を備える附属図書館は、学生の自主学修や教員の研究活動等において、学術資料を有効活用する基盤となっている。 開館時間は、平日 8 時 45 分から 20 時まで、土曜日 8 時 45 分から 17 時までである。なお、入館・閲覧・貸出等について、学外者へもサービスを提供しているが、現在はコロナ禍により休止している。 図書資料は、図書館運営委員会を通じて学内の要望を聴取し、体系的に収集して、適切な蔵書構成に努めている。2022 年 5 月 1 日時点において、図書 198,382 冊、雑誌 1,683 種、視聴覚資料 3,788 点を備えている。 また、「尾道関連コーナー」を設置し、図書を中心に継続して資料を収集し、地域的な特色を持たせている。さらに、図書館の利用を促進するため、マンガコーナーを設置し、約 2,600 冊を配架して利用に供している。 特色ある貴重資料としては、「下垣内文庫(芸備近世俳諧資料)」に 3,093 点を所蔵し、また、本学の前身である尾道短期大学 1 期生であり、著名な脚本家・高橋玄洋氏の著作、脚本、絵画等の 87 点を展示する「高橋玄洋記念室」もある。 電子ジャーナルについては「Science Direct」を、データベースは「Oxford Art Online」「ジャパンナレッジ Lib」「日経テレコン 21」「BOOK データ ASP サービス」「D1-Law.com」「日経アジアレビュー」「ヨミダス歴史館」「Gale Academic OneFile」「開蔵Ⅱビジュアル」を導入し、ウェブサービスの充実を図っている。 また、広島県立図書館等の公共図書館との相互貸借、国立国会図書館デジタル化送信サービスの閲覧・複写承認館としての貴重資料等の遠隔利用、約 160 件の電子書籍の導入を含めて、幅広い利用形態に対応している。 なお、広島県大学共同リポジトリに参加し、学内の研究成果を公開している。 3) 設備の維持管理 本学では、教育研究のための施設を維持・整備していくために、2021 年 3 月、「尾道市立大学インフラ長寿命化計画」を策定した。各施設設備の状況を把握し、効率的かつ効果的な施設整備を行っている。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること	尾道市立大学 Web ページ（大学概要） 学生便覧 (p. 120-123)
②	第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。 二 校舎から至近の位置に立地していること。 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。	尾道市立大学 Web ページ（大学概要） 学生便覧 (p. 120-123)
③	第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること	尾道市立大学 Web ページ（大学概要） 学生便覧 (p. 120-123) 尾道市立大学インフラ長寿命化計画
④	第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること	尾道市立大学附属図書館規程 尾道市立大学附属図書館収書方針 尾道市立大学 Web ページ（図書館）
⑤	第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること	尾道市立大学 web ページ（施設） （環境・設備）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織 本学は、学則第14条に基づき、事務を処理するための事務局を設置している。 事務局の組織体制は事務分掌規程第2条に定め、教職員の人事及び採用、教職員の福利厚生、予算、決算、諸納入金の出納、施設・設備の管理及び庶務等を所管する総務課、教務、学生支援、生活指導、就職指導及び保健管理等を所管する学務課、法人経営、自己点検評価、広報及び国際交流や地域貢献の促進等を所管する企画広報室の2課1室を基本に組織しており、それぞれの事務分掌に応じて連携をとりながら大学及び大学院の業務運営に係る事務を行っている。 事務局内には、事務職員及び用務員(会計年度職員を含む)を配置し、各課及び室に分掌された業務を担当している。さらに、附属機関として、附属図書館、尾道市立大学美術館、地域総合センター、情報処理研究センター、国際交流センター及び教職支援センターを設置し、それぞれに担当事務職員(嘱託及び会計年度職員を含む)を配置し、業務運営にあっている。 これらの事務組織には、常勤職員25人、非常勤職員10人の計35人を配置し、それぞれの事務分掌に応じ、相互に連携して業務運営を行っている。 2) 厚生補導の組織 本学においては、学生委員会が「学生の保健管理、奨学制度その他学生の福利厚生に関する事項」を審議する委員会として位置付けられている。学生が安全で安心な生活を送るためのガイドとするために、学生委員会が主導して「学生の危機対応マニュアル」を作成して学生に配布し、また、本学Webサイトにおいて公開し、啓発を図っている。 本学の医務室には、常勤の看護師1人、障害学生の修学を支援するコーディネーター1人を、学生相談室には非常勤のカウンセラー2人を配置し、非常勤の学校医(産業医兼務)に助言を受けながら、応急処置、保健指導、心身の健康相談、生活相談、カウンセリング業務を行っている。 学生からの相談については、チューター教員を窓口として位置付けているが、必要に応じて全教職員が連携、協働して対応する体制が整っている。また、学生の家族からの相談にも積極的に応じている。これらの相談方法等は、『学生便覧』や掲示板、本学Webサイト等で周知し、また、入学時ガイダンス	において詳細に説明している。 また、特別委員会として障害学生修学支援委員会を置く。学生からの支援申請に基づき、チューター教員、コーディネーター、学科の障害学生修学支援委員、学務課職員等が連携してチームによる支援を行っている。加えて、学生が相互に助け合う力を高めながら、成長していくことを目指し、困り感を抱える学生を身近な学生が支援するピアサポート制度を試行している。 また、各年度において、外部から専門家を招いて、ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等についての学生向けの研修会を開催している。ハラスメントについては、複数の専任教員や職員をハラスメント担当の相談員として配置し、専任教員や職員、学生からの相談に応じる体制をとっている。さらに、学生から相談を受けた際に的確に対応できるように、ハラスメント相談員及びハラスメント調査委員向けの研修会や、教職員向けの研修会を、それぞれ外部から専門家を招いて行い、相談対応・助言体制の整備に努めている。 なお、留学生に対する学修及び生活支援等は、国際交流センターや学務課教務係、学生係を中心として行っている。また、学生による留学生チューター制度を設けており、より身近な立場での支援を行っている。 3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制 進路支援については、キャリアサポートセンターが企業情報や就職情報を提供し、併せて、就職ガイダンス、就職実戦講座(自己分析、履歴書の書き方、ビジネスマナー等全12回)、業界研究セミナー、適職適性テスト、面接対策講座、就職筆記対策講座(SPI2、一般常識)等を開催している。また、専門のキャリアカウンセラーによるエントリーシートや履歴書の添削、面接練習を含む個別進路相談を行っている。 キャリア開発委員会は、教員と職員で組織しており、地元企業との懇談会をはじめ、さまざまな企業を招いて合同または個別での企業説明会を実施する等、進路支援体制の充実を図っている。 また、国家資格等、就職活動でアピールできる実務的な資格を取得した学生に対する奨励金制度を設けており、積極的な資格獲得のための支援を行っている。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	尾道市立大学学則第 14 条（事務局） 尾道市立大学事務分掌規程
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	尾道市立大学委員会規程 尾道市立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程 尾道市立大学 Web ページ（医務室） （ハラスメント防止） （学生のための危機対応マニュアル） （障がいがある学生や困りごとがある学生の相談窓口） 学生便覧 (p. 51)
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	尾道市立大学職業紹介業務運営規程 尾道市立大学 Web ページ（キャリアサポートセンター） 学生便覧 (p. 58-60)
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	尾道市立大学学則第 14 条（事務局） 尾道市立大学事務分掌規程

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 3 ポリシーの策定 本学のアドミッション・ポリシー(入学者の受入れに関する方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成及び実施に関する方針)、ディプロマ・ポリシー(卒業の認定に関する方針)の、いわゆる 3 ポリシーについては、各学部学科及び各研究科から提出された素案を、入試制度検討委員会及び執行部会議でアドミッション・ポリシーを、執行部会議でカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを協議・調整の上、最終的に教育研究審議会において策定している。 全学の 3 ポリシーは、「尾道市立大学における学士課程教育に関する基本方針」において明確に策定している。 各学部学科は、それぞれの教育理念及び目的に沿って、「経済情報学部経済情報学科における学士課程教育に関する基本方針」「日本文学科における学士課程教育に関する基本方針」「美術学科における学士課程教育に関する基本方針」において、3 ポリシーを明確に策定している。 また、各研究科は、それぞれ「経済情報研究科における修士課程教育に関する基本方針」「日本文学研究科における修士課程教育に関する基本方針」「美術研究科における修士課程教育に関する基本方針」において、3 ポリシーを明確に策定している。 これらの 3 ポリシーは、『学生便覧』や『入学者選抜要項』、本学 Web サイト等において公開し、広く周知している。 2) 3 ポリシーの継続的な検証と改定等 2005 年度に全学のアドミッション・ポリシーが策定され、2013 年度に改定された。同年度、全学的なカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーが一貫性を意識した上で策定された。これを受けて各学部学科及び各研究科において 3 ポリシーの原案が作成され、執行部会議の協議・調整を経て、教育研究審議会にて策定された。以降、継続的に検証の機会が持たれ、改定がなされている。 第二期中期目標においても「3 つのポリシーが本学の理念・目標、学部学科の特性を踏まえたものとなっているかを検証しつつ、それを高校生や市民等に分かりやすく具体的に伝える取り組みを強化する」ことを掲げている。各学部学科及び各研究科は、この計画に基づいて、3 ポリシーのより確かな一貫性を確保すべく、継続的に検証を行っている。 2018 年度、入試制度検討委員会において、総合的かつ多	面的に評価できる入学者選抜を実施するため、「2021 年度大学入学選抜実施要項」を検討する中、アドミッション・ポリシーの改定案が他ポリシーとの一貫性を確認した上で提案され、教育研究審議会において承認された。 全学においては、新たに「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ人」を加えた。経済情報学科においては、特に、問題分析力に繋がる「基礎的な数学力」、情報収集やコミュニケーションに繋がる「英語力」を、入学に際して求める能力として加えた。日本文学科においては、全体的に「学力の 3 要素」との関わりが明確になるよう調整し、また、地域貢献できる人材の育成を意識した文章表記に変更した。美術学科においては、高等学校等までの学修を通じての理解力、思考力と美術の基礎的な表現力を、入学に際しての前提として加えた。 直近の取組みでは、2021 年度、各学部学科及び各研究科から 3 ポリシーの表現や文言の統一、一部の内容の改正案が提案され、執行部会議で協議・調整の上、教育研究審議会において承認された。 このように、本学においては継続的に 3 ポリシーの検証が行われ、必要に応じた改定が行われている。 3) 3 ポリシーの積極的な活用と今後の展望 明確に定められた 3 ポリシーは、各部局において実質的な運用が行われている。 たとえば、入学選抜実施委員会においては、アドミッション・ポリシーを踏まえた入試問題の作成を問題作成委員に依頼している。教務委員会においては、各学部学科の専門教育科目や、教養教育委員会の教養教育科目に関するカリキュラム変更案が提出された場合、その変更がカリキュラム・ポリシーに基づいたものになっているかという審査を行っている。 今後の展望として、3 ポリシーと、本学の理念、目標、さまざまな基本方針、授業デザイン原則等との関係性を系統的に整理し、学内外に向けて発信していく必要がある。また、教学に関わるカリキュラムマップ及びツリー、さらに各授業科目のシラバス等と整合性を保っているかどうか、全体像を整理した上で、継続的に検証していかねばならない。 なお、経済情報研究科のアドミッション・ポリシーに関し、入学前に修得すべき能力として「学士課程で経済学、経営学、情報科学の知識と技能を身につけた人」等を入れることを検討中である。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	経済情報研究科のアドミッション・ポリシーを改定する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	尾道市立大学 Web ページ（尾道市立大学ポリシー） 経済情報学部経済情報学科における学士課程教育に関する基本方針 日本文学科における学士課程教育に関する基本方針 美術学科における学士課程教育に関する基本方針 経済情報研究科における修士課程教育に関する基本方針 日本文学研究科における修士課程教育に関する基本方針 美術研究科における修士課程教育に関する基本方針 学生便覧 (p. 125-128) 尾道市立大学 Web ページ（入学選抜要項） 2019 年度第 12 回教育研究審議会議事要旨

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 本学の目的の公表と周知 本学の目的及び大学院の目的等については、本学の教職員及び学生はもとより、社会に向けて広く公表している。 『学生便覧』に掲載して配布することに加え、本学 Web サイトにおいて、「教育情報の公表」の中に「大学の教育研究上の目的」を、また、「法人情報」の中に本学の大学学則及び大学院学則を掲載している。 また、高等学校等において開催する各種の進路ガイダンスに参加する際や、本学主催の高等学校等の進路担当者懇談会やオープンキャンパス等の行事においても、積極的に本学の目的を周知している。 教職員は、本学、各学科及び各研究科の目的について理解した上で、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問等の広報活動の場において、外部に向けて適切に説明し、周知を図っている。 2) 3 ポリシーの公表と周知 本学においては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの 3 ポリシーを、本学 Web サイト等を通じて社会に向けて広く公開している。 特に学生に向けては、『学生便覧』にカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを掲載し、また、新入生ガイダンス等において詳細に説明することによって、周知を図っている。 また、高校生や高等学校等に向けた『大学案内』や『入学者選抜要項』等の冊子にアドミッション・ポリシーを掲載し、広く周知している。 3) 教員情報の公表と周知 本学の教育研究活動についての情報(学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む)については、本学 Web サイトに掲載し、広く公表している。 本学 Web サイトの「教員総覧」には、各教員の担当科目と主な研究題目を掲載している。また、「研究案内」には、各年度に専任教員から提出される教育研究活動報告書から、特に研究活動と社会活動を抜粋して掲載している。 4) 教育研究成果の発信 本学の教育研究の成果については、それぞれの専門分野の学会誌等に加え、各学部学科の紀要等によって発信されている。	主な紀要として、経済情報学部には『経済情報論集』、芸術文化学部には『芸術文化学部紀要』、日本文学科には『尾道市立大学日本文学論叢』がある。これらに加え、『尾道市立大学経済情報学部卒業論文集』、『尾道市立大学経済情報学部・経済情報学科ディスカッションペーパー』、『尾道文学談話会会報』、また、『地域総合センター叢書』や『インターンシップ報告書』、『教職支援センター紀要』を発行している。 これらの一部については、本学 Web サイトや広島県大学リポジトリにおいて公開する等、本学の教育研究活動に係る情報を積極的に発信している。 さらに、経済情報学科による「公開ゼミ研究発表会」及び「街中ゼミ」や、日本文学科と尾道市立大学日本文学会の共催による「おのみち文学三昧」等を継続して開催し、教員や学生の研究活動を一般に向けて発表する場としている。 美術学科においては、尾道市立美術館にて「尾道市立大学卒業制作展」を、尾道市立大学美術館にて「尾道市立大学大学院修了制作展」「尾道市立大学美術学科教員展」等を開催している。さらに、公募展、団体展、個展等によって、教育研究の成果を学内外に公表している。 なお、各年度に 2 回、発行される広報誌『尾大通信』は、本学の教職員及び学生へ配布し、また、学生の保証人にも送付し、本学の諸活動についての周知を図っている。 5) 情報公表体制の整備 インターネットを通じて情報を適切に公表するため、情報提供に関する基本方針の策定、また、本学 Web サイトに掲載する記事に関する事項については広報委員会が所掌している。広報委員会は、各学部学科の教員、企画広報室職員を含む事務局職員により構成され、連携して情報公表に関する業務にあたっている。各部局から本学 Web サイトへの情報公開が申請された際には、必ず企画広報室が内容を確認した上で公開する等、情報公表に係る適切な体制が整えられている。 なお、システムの維持管理については情報処理研究センター及び同運営委員会が所掌している。加えて、2022 年度には、本学 Web サイトのシステムのバージョンアップを実施し、より視認性を高めるとともに、アクセシビリティの向上を図る予定としている。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	尾道市立大学 Web ページ(研究案内) (教員総覧) (教育研究活動報告書)
	学校教育法施行規則	
②	第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	尾道市立大学 Web ページ(教育研究上の目的) (教育研究上の基本組織) (教員総覧) (教職員数) (入学者数) (収容定員・在籍学生数) (就職状況) (進学先) (卒業生進路先一覧) 尾道市立大学 Web ページ(シラバス) (学部 授業・履修登録・単位認定等) (成績評価) (卒業の要件) (経済情報研究科修士論文の評価基準) (日本文学研究科修士論文の評価基準) (美術研究科修了作品の評価基準) (大学概要) (施設) (環境・設備) (入学科・授業料等) (キャリアサポートセンター) (医務室)

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 内部質保証の体制 本学の内部質保証は、地方独立行政法人法に基づく中期計画及び年度計画の策定と実行、業務実績報告書の作成、学内の自己点検・評価と法人評価委員会による評価、業務内容の改善等の一連の PDCA サイクルを、自律的に自己点検・評価を推進する手段として積極的に活用している(「大学の概要(7)内部質保証体制図」参照)。 教学面での改善・改革については、決定機関は教育研究審議会になるが、小規模大学の利点を活かし、学長、副学長、学部学科長、事務局長及び事務局管理職員から構成される執行部会議が中心となって協議し、各学科・研究科、各部局と連絡調整を行いながら進めている。執行部会議は学位プログラムの 3 ポリシーの確認と見直しを行い、これに基づく全学的な教育活動を協議し推進する。教育研究審議会で決定した事項を含め、各学科・研究科、各部局へ連絡または指示をし、業務の改善を求めている(基準 2 No.1、No.2 参照)。 教育課程の見直しが必要な場合には、各学科や、教養教育委員会、各課程から発議され、教授会、教務委員会での審議を経て、執行部会議の調整のもと教育研究審議会で諮られている。この際にも、3 ポリシーを踏まえたものになっているかの確認がなされ、学位プログラムの学修目標の達成に効果的であるかを全学的に判断している。 以上のように、教育研究活動について絶えず自己点検・評価を行い、改善に取り組んでいる。 なお、法人評価委員会から受けた評価結果については本学 Web サイトで公開している。また、2015 年度には、独立行政法人大学評価・学位授与機構により大学機関別認証評価を受審し、認証を受け、本学 Web サイトにおいて公表している。 2) 学修成果等の把握 本学においては、全新生の入学後の学修成果を測るために TOEIC Bridge テストを実施している。これに加え、日本文学科では文章読解・作成能力検定を実施している。 各学科においては、学修ポートフォリオ等を活用し、学修成果の把握を図っている(基準 2 No.3 参照)。 経済情報学科では、1～2 年次に「自己評価カルテ」の作成、提出を課し、3 年次以降に所属するゼミの指導教員が、学生の学修履歴の詳細を把握し、演習科目における指導方針を立案するための基礎資料として活用している。	日本文学科では、「日文ポートフォリオ」において、各学期の学修目標、自主学修記録を記させ、学修状況の把握に活用している。また、発表・論文・レポート各種のルーブリックを用い、教員の学修内容・到達目標明示、評価の客観化、学生には自己評価による成長を期待するものとして活用している。 なお、美術学科では、制作に関わる思考等を定着させるための学修ポートフォリオの導入を検討している。 この他、授業改善アンケートを各年度、学期の中間及び学期末の 2 回実施し、後期末には「学生による到達度・自己評価アンケート」も実施している。また、2018 年度から隔年に「学生生活実態調査」を、2020・2021 年度には「オンラインでの「学び」に関する調査」を実施し、学修や生活に関する情報収集に努めている(基準 2 No.2 参照)。 3) 研修・教職協働 教育研究推進委員会等により、各年度に複数回、ファカルティ・ディベロップメント研修会を開催し、また、各学部学科において公開授業等により、授業方法の研鑽に取り組んでいる。 また、教員間の情報共有を促進し、研鑽する場としてファカルティラウンジ等を活用している。2014 年度の E 棟建設時に経済情報学科の、2021 年度に日本文学科のファカルティラウンジを設置した。これらの場を用いた研究会等を通じて他の教員の教育研究活動に触れ、自身の教育研究の新たな方向性を探る機会としている。なお、美術学科では日本画、油画、デザインの各コースの共同研究室がその機能を担っている。 なお、コロナ禍においてオンラインやハイブリッド方式の授業の展開が必要になった際には、オンラインツール(Microsoft Teams)を活用し、各学科及び各課程で、さまざまな情報交換や相談ができる「授業方法等の意見交換」の場を設けた。 職員の資質の向上のため、尾道市が主催する職位ごとの研修に参加する機会を設けている。また、法人内の新規採用職員のための研修、能力向上のための研修プログラムに加え、外部の機関の研修等への参加等も推進している。さらに、一般社団法人公立大学協会が実施する研修等に参加する等、管理運営者に係る研修も積極的に推進している。 教職協働については、教務、入試、学生支援等を含めた日常の業務について、教員と職員の間で情報共有を図り、協働して運営を推進している。また、大学運営を所掌する委員会に事務担当者が参画し、協働して業務に従事している。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	内部質保証体制図 尾道市立大学学則第6条の2（執行部会議等） 尾道市立大学学則第63条（自己評価等） 尾道市立大学 Web ページ（業務実績報告） （大学機関別認証評価）
	学校教育法施行規則	
②	第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	該当しない
③	第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	該当しない
④	第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	尾道市立大学委員会規程 尾道市立大学 Web ページ（業務実績報告）
	大学設置基準	
⑤	第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。	尾道市立大学学則第15条（各種委員会等） 尾道市立大学委員会規程 FD・SD 研修実績
⑥	第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	
⑦	第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	
	大学院設置基準	
⑧	第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。	尾道市立大学学則第15条（各種委員会等） 尾道市立大学委員会規程 FD・SD 研修実績
⑨	第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	
⑩	第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	
	法令外の関係事項	
⑪	学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。	基準 2 No. 3 参照

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

本学の過去5年間(2017年度～2021年度)の決算状況は、次の表に示す通り、収入総額が支出総額を常に上回る状況にあり、安定的な収入を確保している。

○2016～2020年度の決算状況の推移(単位:百万円)

区分		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
収入	運営費交付金収入	436	390	416	360	518
	補助金収入	2	0	2	1	2
	学生等納付金収入	925	933	920	924	850
	雑収入	9	6	7	7	6
	外部資金等収入	12	9	11	14	8

区分		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
支出	一般管理費	142	145	127	122	129
	人件費	849	873	903	860	823
	教育研究経費	243	234	220	229	208
	外部資金等経費	11	9	9	9	10
	補助金事業経費	2	0	1	2	1
	施設等整備費	95	32	14	9	102

2) 教育研究環境の整備

大学の目的を達成するための教育研究活動予算については、各年度の予算編成方針に基づき、学部学科長、研究科長及び委員長等からのヒアリングを行っている。

財務委員会は、中期計画を実現させるための年度計画に基づいて、適切な資源配分を行った予算案を取りまとめる。この予算案は、経営審議会及び理事会の審議を経て、理事長が決定している。

予算の編成においては、教育研究活動に必要な経費とし

て、教育経費(教務関係経費、学生経費)、研究経費(教員研究費、特別研究費)及び教育研究支援経費(図書館運営経費、国際交流センター運営経費、情報処理研究センター運営経費、地域総合センター運営経費、美術館運営経費等)を、管理運営経費として、一般管理費(施設等維持管理費等)、施設等整備費、また、大学運営を担う教職員の人件費を措置している。

教育経費については、学生に対する教育活動に要する経費として所要額を措置している。教育の質の向上を図るため、施設や実習機器の整備等の一部には、目的積立金を充当している。

教員研究費については、基礎研究費と、学長裁量教育研究費及び研究成果助成等、学内の競争的研究資金により構成されている。活動実績が多く、一定の水準以上の業績を持った教員に対しては、研究費を重点的に配分することとしており、インセンティブの向上を図っている。

教育研究支援費については、教育及び研究を推進する上で必要な図書(雑誌、電子ジャーナルを含む)購入費、地域貢献に資する公開講座等の開催経費、海外語学研修や留学生受入等国際交流を推進する経費、展覧会等を開催する経費等について所要額を措置しており、教育研究活動を横断的に支援している。

一般管理費については、大学運営の基盤である施設設備を維持管理するための経費及び大学運営全般にわたる経費として所要額を措置している。

また、施設等整備費については中期計画、「尾道市立大学インフラ長寿命化計画」等に基づいて、施設設備の整備に係る投資的経費を、財務状況、緊急性及び重要性等を勘案しながら、順次、措置している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	尾道市立大学 Web ページ（財務情報）
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	尾道市立大学 Web ページ（財務情報）

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT 環境の整備 本学のネットワークは専用回線によって学術情報ネットワーク(SINET)へ接続しており、高速インターネット通信を学生及び教職員に提供している。 主に教職員が利用する有線 LAN は、ほぼ全ての施設でギガビット通信が可能である。学生及び教職員が利用できる無線 LAN は、ほぼ全ての施設において有線 LAN 同様の通信が可能である。ネットワーク接続時には、検疫システムにより、パソコンのセキュリティパッチの適用状況やウイルス対策ソフトの更新状況のチェックが行われる仕組みとなっており、セキュリティレベルの維持及び向上が図られている。 経済情報学部学生は 2013 年度入学生から、日本文学科の学生は 2021 年度入学生からノートパソコンを必携としている。日本文学科の全学年の必携化が完了する 2024 年度以降を目途として、無線 LAN 環境や卓上コンセント整備等を拡充することを予定している。 必携パソコンを活用した教育や研究を推進するにあたり、必要となる Microsoft Office やウイルス対策ソフト等のソフトウェアを大学ライセンスにて提供している。 学生生活に関する情報の取得や手続きが可能なポータルサイトを設置している。ポータルサイトへは学内、学外を問わずアクセスできる。学生は、履修登録、休講情報の閲覧、授業資料のダウンロード、課題提出、成績の閲覧、就職支援に関する情報や健康診断結果の閲覧、ソフトウェアのインストール手順や設定マニュアルの閲覧等、在学中に必要な諸事を、ポータルサイトを通じて行うことができる。ポータルサイトは他のシステムとも連携しており、メールの閲覧や図書の貸出等の利用が可能である。ポータルサイトの利便性向上も進めており、ポータルサイト閲覧用のスマートフォンアプリの導入、重要な情報のプッシュ通知や添付ファイルの閲覧にも対応した。 学内システムの一部は学内での利用が基本となるが、自宅等の学外からでもリモートアクセスシステムを用い、安全に接続し利用できる環境を提供している。 大学ライセンスと連携する Microsoft 365 の利用環境を整え、メール等のクラウドサービスを提供している。加えて、コロナ禍におけるオンライン学修環境を整備し、学内利用者に限定した Microsoft Teams の運用を開始し、マニュアルを整備した。なお、学外とのオンライン会議が必要な場合には Zoom を利用し、Microsoft Teams と使い分けている。	2) 学生支援 学生支援機能の充実を図るため、全ての学部生に対してチューター制を導入している。留学生については、さらに学生チューターを付けることによってサポートしている。 奨学金については、2021 年 9 月 26 日現在において、本学学生の約 47.6% が日本学生支援機構の奨学金制度を利用し、奨学金の給付及び貸与を受けている。 また、地方公共団体、民間団体等の各種の奨学金についても、本学に募集の依頼があったものについては、その都度に周知し、学生の経済面のさらなる援助に努めている。 本学の独自の奨学金制度として、学部の 1～3 年生を対象として、学業成績が特に優秀な者に対して年額 10 万円の奨学金を給付する「成績優秀学生奨学制度」があり、また、在学時に国家資格等を取得した者に対する奨励金を給付する「資格取得奨励金給付制度」もあり、学生の意欲的な学修や資格取得について援助に努めている。 加えて、経済的事情により修学が困難となった学生に対する支援を目的とした「尾道市立大学奨学会制度」を設けている。なお、やむを得ない事情により授業料の納付が困難になった学生のために授業料減免制度も整備されている。 2020 年 4 月 1 日に施行された、大学等における修学の支援に関する法律等、また、大学独自の授業料減免等に基づいた修学支援措置については、書面及びポータルサイト等によって周知した。 2020 年度前期については、授業料減免申請者は 207 人であり、うち採用者 165 人であった。また、入学科減免申請者は 64 人、うち採用者 56 人であった。授業料減免に関しては、前年度と比して 2.2 倍の申請数となっており、利用促進が図られたことが明らかとなった。 また、文部科学省が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞により困窮した学生への支援策として急遽実施した学生支援緊急給付金については、上述の周知、応募、採用の手法を活かして、迅速な支援に繋げることができている。 なお、特別な支援を行うことが必要な学生への支援等については、「ホ 事務組織に関すること」に記載している。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	I C T環境の整備 教育研究上で必要な I C T環境が整備されている。	尾道市立大学情報処理研究センター規程 尾道市立大学 Web ページ (情報処理研究センター)
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	尾道市立大学 Web ページ (チューター制度) (オフィスアワー) 学生便覧 (p. 45-46)
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	尾道市立大学 Web ページ (障がいがある学生や困りごとがある学生の相談窓口) (尾道市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領) (尾道市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項) 学生便覧 (p. 42, 51)
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	尾道市立大学 Web ページ (奨学金制度) 尾道市立大学成績優秀学生奨学制度規程 尾道市立大学資格取得者に対する奨励金給付規程 尾道市立大学奨学会規程 尾道市立大学の授業料の減免等に関する規程 学生便覧 (p. 48, 55-56)
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	該当しない

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

本学の理念である「知と美」の探究と創造を実現するため、「教育：培う尾道市立大学」「研究：拓く尾道市立大学」「社会貢献：活かす尾道市立大学」の3つを目標として定めている。 これらの理念を実現し、目標を達成するために、また、学生憲章、教員憲章、社会貢献憲章を踏まえ、第二期中期目標及び中期計画を定めている。なお、当該中期計画の期間は、2018年4月1日から2024年3月31日までの6年間である。 各年度において、中期目標及び計画を達成すべく年度計画が策定されている。計画の内容に関しては、現状認識、状況の分析に基づいた課題の抽出を反映した各種の取組みが立案されている。この年度計画に基づき、各学科・研究科、各部局において教育研究の水準の向上に向けて、それぞれの計画が実行されている。 各学科・研究科、各部局における取組みは、自己点検・評価委員会によって、年度中間における進捗状況の把握を含め、各年度末に取りまとめられる。その取りまとめの結果は、執行部会議において調整された上で教育研究審議会において審議され、必要に応じ、各学科・研究科、各部局に対して次年度の計画への反映、具体的な改善方策の立案等の指示が行われる。 これらの計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のサイクルについては、「大学の概要(7) 内部質保証体制図」に示した通りである。進捗の管理、事後の評価、達成後は次なるステップへの計画の具体化等が図られている等、PDCAサイクルが循環しており、教育研究の水準をより向上させるべく、それぞれの取組みを組織的に行っている。 本基準の分析にあたっては、以上を背景として、各学科・研究科、各部局において実施された取組みについて、各年度の年度計画に基づく業務実績報告等の中から、当該基準に合致するものをピックアップしている。	第二期中期計画における「1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」「3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置」からNo.1～4を取り上げた。 No.1は、質の高い体系的な教育課程の編成のためのものとして、学修体系の「可視化」と「授業の基本方針」の導入をあげた。科目ナンバリングとカリキュラムマップ、カリキュラムツリーについては、導入を始めたばかりであるが、学修体系の可視化には欠かせないものである。また、より主体的な学修に取り組みやすい状況を整えるために、各学科や課程で「授業の基本方針」を定め、それに基づきシラバスを改善したことをあげた。 No.2は、教育力の向上のためのものとして、各種アンケートを活用した学修環境と授業の改善をあげた。 No.3は、やはり教育力の向上のためのものとして「自己評価カルテ」や「ポートフォリオ」の運用による学修成果の把握をあげた。学科の特性に応じて、導入の時期の前後や方法の違いはあるが、それぞれの取組みを相互に把握しつつ、さらなる改善を行っている。なお、この他の学修成果に関する分析の取組みとしては、TOEIC Bridge テストや文章読解・作成能力検定を取り入れている（基準1「チ」に既述）。 No.4は、専門的知識と技能を身に付け、社会に貢献できる人材の育成のためのものとして、基礎力を高めたい、あるいは学びを深めたいといった、学生の学びの意思に応じた取組みをあげた。 また、同じく第二期中期計画における「2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」より、No.5として研究の活性化のための取組みをあげた。
---	---

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学修体系の「可視化」と「授業の基本方針」の導入	37
2	各種アンケート結果を活用した学修環境と授業の改善	38
3	学修ポートフォリオの整備による学修成果の把握【学習成果】	39
4	学生の学びの意思や学修状況に応じた教育水準の向上	40
5	競争的研究費の獲得状況の分析及び研究活動の支援	41

3) 自己分析活動の取組み

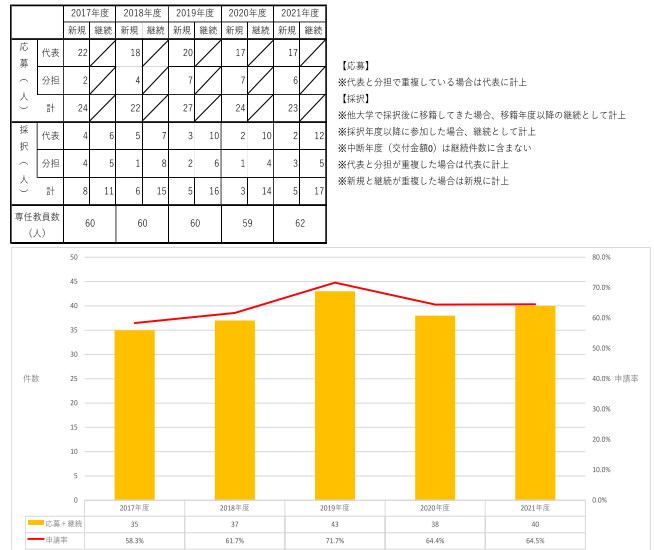
タイトル (No. 1)	学修体系の「可視化」と「授業の基本方針」の導入
分析の背景	「教育：培う尾道市立大学」の目標を達成し、また、学生憲章に示す「自分の考えをしっかりとって主体的に行動できる人となろう」を促進するため、学生に対して体系的な教育課程をよりイメージしやすい形で示す必要が認められ、科目ナンバリングとカリキュラムマップ等を導入した。また、今般の社会状況に迅速かつ柔軟に対応しながらも、「自律的な学修者」の育成等に係る全学的な方針、各学科・課程の特性を尊重した授業方針を策定し、各授業のシラバスの改善を行った。
分析の内容	1) 学修体系の「可視化」の取組み 2019年度、教務委員会の主導により、科目ナンバリング、カリキュラムマップ及びツリーの検討が始められた。同委員会が示した方針をもとに、各学科が自らの特性や3ポリシーとの整合性を検討して原案を作成した。各学科の原案を教務委員会が取りまとめ、執行部会議の協議・調整を経て、教育研究審議会において策定された。2021年度の試行期間において、科目ナンバリングの汎用性のある表記への変更、カリキュラムマップ及びツリーの個別の内容の改善等が行われ、2022年4月に全面的に導入された。これらは、ポータルサイト等を通じて学生に周知されるとともに、本学の受験を考える高校生等が入学後の学修イメージをつかめるよう、本学Webサイトにおいても公開している。 科目ナンバリングにおいては、カリキュラム全体における各科目の学修段階や系統性等を簡潔に示し、カリキュラムマップ及びツリーにおいては、各科目において修得すべき能力や、各科目間の相互関係等をより具体的に提示している。いずれも、入学から卒業までの学修体系をイメージしやすくすることで、学生が主体的かつ計画的に学修できるようにする目的がある。これらは、学生が自らの学修計画を構想する際に参照するとともに、チューター教員が履修指導に活用し、また、履修状況のチェックツールとして活用する等の運用が始まっている。 2) 「授業の基本方針」の検討と導入 上記の取組みによって、学生は主体的な学修を計画しやすくなった。一方、これまでのシラバスでは、個々の授業担当者の視点から作成されていたものも見られたため、授業の学修内容や到達目標を学生が捉えにくいという問題点が執行部会議で指摘された。 また、2020年度前期に実施した「遠隔での「学び」に関する調査」において、「学修に関する教員とのコミュニケーションに満足しましたか」の問いに対して、「どちらともいえない」がもっとも多く、記述回答の中には、対面授業と比べコミュニケーションのとりづらさや、教員による対応の違いを指摘するものも見られた。 執行部会議は、これらのことを踏まえ、計画的な履修と主体的な学修に取り組みやすい状況を早急に整え、各学科・課程において授業デザインの共通化を図ることが望ましいと判断し、「授業の基本方針」の検討を指示した。これを受け、各学科・課程が「学修者の自律性を高める授業」「教員と受講生の双方向コミュニケーションおよび受講者同士のコミュニケーションが可能な授業」「社会状況の変化に柔軟に対応することができる授業」について基本方針を定め、教職員の間で共有された。また、同方針はポータルサイト等を通じて学生に周知され、併せて本学Webサイトにおいても公開している。 各授業の担当教員は、この方針を反映した授業デザインを行い、2022年度のシラバスに示した。教務係及び教務委員会がシラバスの内容を個別にチェックし、不足等がある場合には、各学科の教務委員が担当教員とともに修正にあたった。
自己評価	体系的な教育課程の「可視化」の取組み、また、シラバスの改善を含めた「授業の基本方針」の導入に係る一連の取組みにより、学生の主体的・計画的な学修が促進され、教育水準の向上が図られていると自己評価する。今後、これらの取組みの効果を、学生の声に耳を傾けながら検証する必要がある。その検証結果により、さらに改善を図る必要がある。また、大学院学位プログラムについても学修体系の「可視化」を導入しなければならない。
関連資料	大学の理念・目標、学生憲章、第二期中期計画、業務実績報告書、科目ナンバリング、カリキュラムの概要、各学科カリキュラムマップ、各学科カリキュラムツリー、「遠隔での「学び」に関する調査」結果、2022年度の授業について、シラバス検索

タイトル (No. 2)	各種アンケート結果を活用した学修環境と授業の改善
分析の背景	学生を適切に教育及び支援していくため、学修や生活に関して、アンケートによる各種調査を継続的に実施している。各期に行われる授業改善アンケートや、学生が自身の到達度を評価するアンケートに加え、隔年実施の「学生生活実態調査」、コロナ禍においてはオンライン学修に関する調査を実施している。これらのアンケート結果を受け、学修環境の改善、授業の改善等の教育の質向上を図っている。
分析の内容	1) 「学生生活実態調査」 学生委員会を主体とした「学生生活実態調査」は、これまで2018年度と2020年度に実施され、引き続き隔年で実施する計画である。調査結果は全学で共有され、また、学外からも閲覧できるように本学Webサイトで公開されている。この調査により、学費や生活費のためにアルバイトをする必要のある学生が一定数いることが確認され、また、日本学生支援機構の貸与奨学金を受給する学生が50%強であることを考え合わせ、2019年度、学修時間を確保する観点から、本学独自の授業料減免制度が導入された。 また、就職希望の美術学科の学生のうち約60%が専門職を希望するが、一定数が希望職種へ就けていない状況が把握された。この結果を受け、美術学科の教員による、専門職の就職活動に耐えうるポートフォリオの作成指導を充実させた。さらに2021年度、キャリアサポートセンター主催の、外部講師による学生向けのポートフォリオ講座が開催され、ポートフォリオ作成の基礎、評価ポイント、業界別の対策等が講じられた。加えて、美術分野の就職活動の現状についての教員向け講座も開催されている。 2) 「オンラインでの「学び」に関する調査」 2020年度及び2021年度の前期、コロナ禍の学修への影響を把握し、本学のオンライン学修への対応を検証し、改善に結び付けるため、自己点検・評価委員会が主体となって「オンラインでの「学び」に関する調査」を実施した。その結果、自宅にインターネット環境が不十分な学生が多く、オンライン学修に支障を来している事実が確認された。そこで、Wi-Fi機器を契約・購入するための助成制度を導入し、Wi-Fi機器の貸与等も行った。また、オンライン学修環境を改善するため、大学のインターネット回線の増速、講義収録システム、タブレットによる録画配信システムの導入、Zoomのライセンス契約等の対応が行われた。両年の結果の比較から、オンライン授業や学生支援に対する満足度の向上が確認されている。なお、2021年度実施分については、各学科から学生への結果に対する回答もなされた。 3) 「授業改善アンケート」及び「学生による到達度・自己評価アンケート」 2005年度から自己点検・評価委員会(旧「自己点検・評価、教育研究推進委員会」、2016年度に改組)が主体となり、期末の授業評価アンケートを実施してきた。しかし、期末のアンケートでは当該授業への反映ができないため、2017年度から各学期の間にもアンケートを導入した。この結果、当該授業への反映に加え、授業の方針に関する教員の説明不足や学生の理解不足から生じる問題も解消できた。また、2019年度からは名称を「授業改善アンケート」に変更し、改善に向けた建設的な意見を学生に求めたことで、授業の質の向上を図った。その他、アンケートの低回答率を補うために、ゼミや研究室単位のミーティング等で学生の声を拾い上げる対策を講じた。さらに、学生自身による学修の振り返りの機会を増やす目的で、2017年度後期末から「学生による到達度・自己評価アンケート」を導入した。 以上のアンケートに対して、教員はポータルサイトで自身が担当する授業のアンケート結果を確認し、授業効果の把握及び授業の改善等に役立てている。また、専任教員による授業改善の内容は年度末に提出する教育研究活動報告書に記され、各学科長が把握している。さらに、結果の概要は教授会等において共有されるとともに、ポータルサイトを通じて学生に公開されている。
自己評価	各種アンケート調査の結果を活用し、学修環境及び授業等の改善を継続的にっていると判断する。今後は、各調査結果を受けた取組みの成果の分析を関係部局が主体となってい、また、「授業改善アンケート」の回答率の向上、授業の改善内容を全学の教員間で共有する仕組み、学生に対するフィードバック等を検討することで、さらなる教育水準の質向上を目指す。
関連資料	学生生活実態調査報告書、「遠隔での「学び」に関する調査」結果、「オンラインでの「学び」に関する調査」結果、各学科から学生への回答文書、「授業改善アンケート」結果、「学生による到達度・自己評価アンケート」結果、授業改善事例(教育研究活動報告書より)

タイトル (No. 3)	学修ポートフォリオの整備による学修成果の把握
分析の背景	「教育：培う尾道市立大学」の目標、また、学生憲章及び教員憲章に基づき、学生の自律的な学修を促進するとともに学修成果を適切に把握するため、各学科が主体となって、その特性に合わせた学修ポートフォリオを整備する必要性が認められた。2013 年度、経済情報学科が「自己評価カルテ」を導入し、日本文学科が「日文ポートフォリオ」の電子化による運用を開始し、以後、継続的に改善に努めている。また、美術学科が学修ポートフォリオの導入に向けて検討を続けている。
分析の内容	1) 経済情報学科における「自己評価カルテ」を用いた自律的な学修の促進 経済情報学科では、大学での学修スタイルが確立していない 1～2 年次に、各学期の学修目標、学修記録、自己評価等を記入する「自己評価カルテ」の作成を課している。作成を促進するため、定期的にチューター教員から呼びかけるとともに、2018 年度、3 年次以降のゼミを選択する際に本カルテの提出を必須とした。この結果、2 年生の記入率は 2019 年度に約 86%、2021 年度に約 91%となっている。本カルテの記述内容からは、自ら学修への姿勢を見直し、反省点等を踏まえて休業期間中の復習や自主学修に関する具体的な目標を立てている学生も多く、学生が自らの学修を振り返るために有効であることが窺える。チューター教員は学生の記入内容を、出席や成績状況等と照らし合わせて把握し、個々にコメントを付す。また、3 年次以降、ゼミの学生の学修履歴を、成績評価とともに指導教員が把握し、演習科目における指導方針を立案するための基礎資料としている。なお、学生から、コース選択のヴィジョンの記載欄を設けてほしい等の要望もあり、学生がコースやゼミを選択する判断材料としてさらに活用するために、学科の教務担当教員が記入項目の見直しの検討を始めている。 2) 「日文ポートフォリオ」による教育システムの実質化に向けた「日文ループリック」の運用 日本文学科は、学生を「自律的な学修者」として成長させるために「日文ポートフォリオ」による教育システムを構築した。これは、本学科が学生に求める学修到達目標に対して、学生が自身の到達度を自己記録し、教員も学生の学修状況を把握する際に利用できるものである。しかし、学生による記録は任意のため、分析・指導に繋がるデータ蓄積の徹底のためにも、各年次での段階的な入力指導・フィードバックを通じた実質化が課題となっている。一方で、「日文ポートフォリオ」から展開して作られた「日文ループリック」では、演習発表、レポート作成、卒業論文等における本学科での到達目標を項目化・段階化し、ループリック評価のかたちで学生と教員に提示している。これを用いて、学生は学修の段階を自覚しながら自己評価を行え、教員も学科の教育目標を踏まえた統一的・客観的評価を行える。このように、学修成果の把握とフィードバックを含めた具体的な実践がなされている。なお、ループリックについては学科内の複数教員が共同研究によって分析を進めており、「学生が自己肯定感を高め、自身の学修を正當に評価していける」指導が必要であるとの見解が学科内で共有できている。 3) 美術学科における「学修ポートフォリオ」導入の検討 美術学科の学生は、現状、作品画像に基本情報を添えてファイリングする「作品ファイル」をポートフォリオと捉えている。2017 年度から学科会で学修ポートフォリオ導入を検討し、その意義を「結果（作品）だけでなく、過程を含めた思考を定着すること」とした。2021 年度、油画コースが講評時に提出を求めている課題ごとの「感想シート」を雛形とし、他コースの 3 年次実習科目で同様の取組みが有効かどうかを検証した。この過程で「作品ファイル」との連動、内容、媒体及び管理方式を精査する必要性が認められ、作品画像の取り扱い、講評や就職活動等への活用を含めて検討を続けている。
自己評価	経済情報学科と日本文学科は、それぞれ、学生の学修成果を積極的に把握していると自己評価する。ただし、学修ポートフォリオを作成する意義の見直し、学修促進活動の効果に対する定期的な検証と改善、学生への周知徹底等、学生の主体的な学修を今以上に促進するための取組みが全学的な課題として残る。また、経済情報学科は、3 年次以降の学生について自己評価の方策を検討する必要がある、美術学科は、学修ポートフォリオの内容、媒体及び管理方式等を精査した上で、早期の導入を目指す。
関連資料	大学の理念・目標 、 学生憲章 、 教員憲章 、 第二期中期計画 、 業務実績報告書 、自己評価カルテ、日文ポートフォリオ、 「学科専門教育課程における『学びのプラットフォーム』構築の試み」 、 「学生の言語運用能力のパフォーマンス評価」

タイトル (No. 4)	学生の学びの意思や学修状況に応じた教育水準の向上
分析の背景	「教育：培う尾道市立大学」の目標を達成するため、また、学生憲章に示す「確かな基礎学力の上に高度な専門知識や能力を身につけ、社会に貢献できる人となろう」を促進するために、学生の学びの意思や学修状況等に応じて、基礎力の向上、学びの深化の両面から教育水準の向上を図っている。これらの取組みは、第二期中期計画に示す、リメディアル教育を含めた成績不良者や退学者数を減ずるための課題整理と体制整備、また、高度な専門的知識と技能を持った人材の育成に沿うものでもある。
分析の内容	1) 基礎力を高めたい学生を対象としたカリキュラム改定と学修支援（経済情報学科） 経済情報学科の学びには数学の知識が必須である。しかし、商業科出身の学生等、高等学校等における数学科目の履修が少なく、数学を不得手と感じる学生が一定数いることが、学生の出身学科、数学科目の出席・成績状況、単位未修得者数といった各種の教学データから判明していた。 経済情報学科はこの状況の改善について教授会で議論し、専門科目の学修に必要な数学の基礎力の向上を期し、2020年度に「基礎数学Ⅰ」を必修科目へと変更するカリキュラム改定を行った。同時に、高等学校で数学Ⅱを履修していない学生や数学が不得手の学生への対応として、単位認定を伴わない「リメディアル数学」を前期に開講した。2020年度の「基礎数学Ⅰ」の不合格者の割合は約13%であり、前年度よりも8%減少している。前期の「リメディアル数学」を通じた高等学校の数学の復習が、後期の「基礎数学Ⅰ」のスムーズな理解につながっている。 2) 学びを深めたい学生を対象とした制度の導入とカリキュラム改定（全学、経済情報学科） ・全学対象の「英語重点トラック」の導入 必修・選択必修以外の英語科目の履修者数等から、学生の多くが卒業要件を満たす最小限の英語科目の履修にとどまる傾向が把握されていた。これを改善するため、2019年度から教養教育委員会及び英語担当教員により英語教育を活性化する方策が検討された。同年度には、教養教育委員会から「英語重点トラック」の整備が提案され、教授会等の承認、教育研究審議会の議を経て、2021年度に設置された。 本トラックは、英語教育の活性化及び学生の総合的な英語力の育成を目指すものであり、同時に第二期中期目標に掲げる「グローバル化の推進」に沿うものでもある。修了者には修了証が授与されることもあり、学生の英語学修に対する動機付けや意欲の維持向上、ひいては海外語学研修への参加者やTOEIC受験者数の増加、学生憲章に示す「国際社会に通用する人間となるため、コミュニケーション能力を高めよう」に即した人材が育まれる効果等が期待される。なお、設置以降も、英語で言語、文化、社会を学ぶことができる新設科目を追加する等、拡充に努めている。 ・経済情報学科における「特別演習」Ⅰ～Ⅳの配置 2017年度に開講された経済情報学科の「特別演習」Ⅰ～Ⅳは、2～4年生を対象とした選抜クラスによる演習科目であり、情報系、経営系、経済系、総合系の4つに分かれる選択必修科目である。演習科目には他に「基礎演習」や「専門演習」があるが、それぞれ、学びの基礎作りの場、経済、経営、情報を専門的に学ぶ場であるのに対し、「特別演習」はこれら複数の分野を横断的に学ぶ場であるという特徴がある。また、「特別演習」Ⅰ～Ⅳのうち、3科目の単位修得により特別演習プログラムの修了認定書を交付している。履修の可否は、1年次または2年次の後期、選考面接を実施して判定している。 特別演習の履修者は、例えば「特別演習Ⅲ」では、さまざまな事象の経済波及効果を研究し、成果報告文集の作成を行うなど、総合的に学力を深化させている。その結果、約半数の履修者の卒業時GPAは3.0以上であり、2019年度以降、卒業時に成績優秀学生として学長賞を授与された学生が3名出ている。
自己評価	上記のように、基礎力を高めたい、学びを深めたい学生に応じたカリキュラムの改定や制度の整備、また、学修支援によって教育水準の向上を図っている。これらの取組みは、成績不良者等の減少や、高度な専門知識や能力を持った人材を育成に結び付いている。今後も、配置・導入した制度の教育効果を把握し、可視化することで、より多くの学生の学びの意思を喚起することが課題である。
関連資料	大学の理念・目標、学生憲章、第二期中期計画、業務実績報告書、「リメディアル数学」、「英語重点トラック」、シラバス検索、シラバス（基礎数学Ⅰ、特別演習Ⅰ～Ⅳ）、『特別演習Ⅲレポート論文集』目次

タイトル (No. 5)	競争的研究費の獲得状況の分析及び研究活動の支援
分析の背景	「研究：拓く尾道市立大学」の目標を達成するため、また、教員憲章に示す「長期的視点と広い視野をもち、不断の研究活動を通して独創的な研究を推進する」に即し、学内研究費を活用した教員の個人研究・共同研究を推進するとともに、科学研究費補助金（以下、「科研費」という）等の競争的研究費への申請率を専任教員の70%以上とする目標を第二期中期計画に掲げている。また、学長裁量教育研究費の制度を運用し、研究活動の支援を行っている。
分析の内容	1) 科研費の申請・採択件数の向上の取組み 各年度、教育研究推進委員会が申請に関する研修会を開催し、各学科は科研費についての意見交換会等を積み重ねてきた。また、競争的研究費獲得へのインセンティブを高めるべく、2013年度には当時の学長の先導のもと、申請者及び採択者（継続を含む）に対する特別研究費の追加配分を制度化し、以後、運用を継続している。 2017～2021年度の5カ年の科研費への申請及び採択件数、申請率を右の表・グラフに示した。申請件数に関しては代表・分担を合計した22～27件で推移している。また、申請率（（申請または継続の専任教員の実数）／（専任教員数）で算出）は、グラフに示すように緩やかな上昇傾向にあり、2021年度は64.5%である。しかし、中期計画で定めた目標値には届いていない。 こうした結果や各学科の取組み状況は、執行部会議で共有され、これを踏まえて現在は、採択された申請書等を含めた科研費申請にかかる資料集を作成して共有する、また、研究領域の近い採択者・継続者によって、より明快な研究計画書の作成指導について検討する等、各学科における取組みが行われている。科研費の申請率向上については、改善の途上にある。 なお、2017～2021年度の科研費以外の外部資金の採択件数は8件である。 2) 学長裁量研究費等の研究活動支援の制度とその運用 2008年度から、研究促進、教育の充実、地域貢献及び地域交流を図り、また、学内外の共同研究を推進するための競争的研究費として、学長を委員長とする審査委員会において選考される学長裁量教育研究費の制度を運用している。研究費への申請は、採択・継続を含めて科研費への申請者であることを条件とし、科研費申請の促進、採択されなかった場合の研究費の補助、科研費の不足分の補助ともなっている。直近5カ年の申請数は、各年度10～13件の間を推移する。共同研究として、2020年度には、学生が主体となって提供する「子どもの学びの支援」を取り上げた教員の研究と教育をリンクさせた活動や、怪談が地域活性化に果たす役割に関する研究等も助成された。なお、教員の研究図書刊行経費や展覧会開催経費等を補助する学長裁量研究成果助成も同様に行われている。 上記の取組みにより、継続的に教員の研究活動が促進され、研究の質の向上、「研究：拓く尾道市立大学」の目標の達成が図られている。しかし、科研費については、申請する教員が固定化している状況が把握されており、第二期中期計画に掲げる外部資金への申請率を達成するためにも、新規申請をいかに促すか等が課題としてあがっている。各学科による取組みをより充実させ、また、新任の教員には申請におけるサポートを行うよう進めている。
自己評価	
関連資料	大学の理念・目標 、 教員憲章 、 第二期中期計画 、 業務実績報告書 、 尾道市立大学学長裁量教育研究費助成規程 、 尾道市立大学学長裁量研究成果助成規程 、 尾道市立大学研究費補助金交付申請者に対する研究費助成要綱



Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

「大学の概要(5)理念と特徴」(p.2)にあげたように、尾道は、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げる中で、美しい風光を背に優れた芸術文化を生み出し継承してきている。本学はこのような尾道の地の特性を活かし、小規模ながらも経済情報学部と芸術文化学部の2学部を擁する市立大学として設立されている。 尾道の地に根ざした本学は、「知と美」の探究と創造を建学の理念としている。また、この理念を実現するために、「教育：培う尾道市立大学」「研究：拓く尾道市立大学」「社会貢献：活かす尾道市立大学」の各分野の目標を設定している。加えて、これらの大学の理念・目標に基づいて、学生憲章、教員憲章、社会貢献憲章を定めている。 本学の教育研究は、建学の理念である「知と美」の探究と創造を基盤とし、各分野目標、各憲章を踏まえて策定された第二期中期目標、中期計画に基づいて推進されている。「基準3 特色ある教育研究の状況」で取り上げる取組みも、尾道の地の特性を活かし、建学の理念や目標等の実現に向かうものである。これらの取組みの分析も建学の理念や目標に沿ったものであり、基準2と同様の方針、体制で実施されている。 本項目で取り上げる取組みは、第二期中期計画「第4の1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置」における「地域社会との連携・協働」「地域への学習機会の提供」(No.1、No.2、No.5)、同「第3の1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」における「質の高い体系的な教育課程の編成」(No.3、No.4)に対応したものである。また、No.5は芸術文化学部の特性を活かし、文学と美術分野の芸術作品の創作と地域への還元を通じた「知と美」の探究と創造の実現を図る取組みでもある。	No.1は、地域を学びの場とする教育への取組みである。学生の地域関連科目を通じた学び、行事やゼミ活動を通じた地域に入っていく学びを取り上げる。 No.2は、地域へ「知と美」を地域へ還元する取組みである。本学の学部学科構成を活かした公開講座や、地域企業からの受託研究について取り上げる。 No.3は、小規模大学の特性を活かした個々の学生の「思考力・判断力・表現力」を育む取組みである。各学科において実施される、きめ細やかな学生指導や双方向教育を取り上げる。 No.4は、小規模大学の特性を活かした、正課に準じた自発的・主体的な学修に対する支援の取組みである。イベント、公募展、自主ゼミ等の各学部学科の支援を取り上げる。 No.5は、芸術(美術、文学)作品の創作と発信に関する取組みである。大学美術館における美術作品の展示、尾道を冠する文学誌の発行、文学イベント、コンテスト等の開催を通じた地域への芸術文化の還元を取り上げる。 これらの分析から、本学の特色ある教育研究の取組みは、地域社会との関連を図りながら実施されていること、また、小規模大学の利点や芸術文化学部の特性を活かして実施されている。本学の特色ある教育研究は、建学の理念である「知と美」の探究と創造に沿う取組みであり、設置者をはじめ地域社会からの要請に応えている。
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	「地域を学びの場」とする教育の実践	45
2	「知と美」を還元する社会貢献	46
3	個々の学生の「思考力・判断力・表現力」の育成	47
4	正課に準じた自発的・主体的な学修への支援	48
5	芸術(美術、文学)作品の創作と発信	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	「地域を学びの場」とする教育の実践
取組の概要	尾道という地域と密接に結び付いた本学は、「教育：培う尾道市立大学」「社会貢献：活かす尾道市立大学」の目標を達成するために、第二期中期計画においても「何事にも好奇心を持ち、積極的にチャレンジできる学生が育つ大学」「一人一人が成長を実感できる大学」「地域に入り、地域で学び、地域に還していく大学」の実現を目指している。これらに基づき、歴史と伝統のある尾道という地域を学びの場として活かす教育を実践しており、また、拡充を図っている。
取組の成果	1) 地域関連科目等を通じた教育 教養教育科目の中に、専任教員と尾道ゆかりの有識者によるオムニバス形式の「尾道学入門」、尾道市の市技の囲碁を現役棋士が講師となって授業展開する「地域の伝統文化（囲碁）」、また、「文化財学」「瀬戸内文化論」「建築環境論」等の地域について学修できる科目を置いている。なお、「瀬戸内文化論」は芸術文化学部の学部共通科目としても位置付けられる。これらの科目を通して、学生に対して「地域を学びの場」とすることの重要性を積極的に伝えている。 特に「尾道学入門」は、経済、経営、情報、歴史、文化、文学、美術等、さまざまな視点から尾道という地域について学修できる。本科目は1年次前期に配当され、多くの学生が大学での学修をスタートさせる時期において、地域を「学びの場」として認識する導入の機能も果たしている。 また、「文化財学」や「建築環境論」においては、講義に加え、学外でのフィールドワークのプログラムがある。加えて、日本文学科の「文芸創作専門演習 a」には尾道の風景を文章で描写する課題が、美術学科の「写真(映像)演習」には尾道の街や寺院等を撮影するプログラムが組み込まれる。授業改善アンケートからは、これらのプログラムには、学生が地域にさらなる関心をもつ効果が確認できている。 2) ゼミ活動や行事等を通じた「地域に入り、地域で学び、地域に還していく」教育 経済情報学科では、複数のゼミが地域と連携した教育を実施している。尾道市から本学教員に商店街の調査が依頼され、2011年度から「街中ゼミ」を定期的に開催している。本学 Web サイトや地域情報サイト等を通じて市民へ参加を呼びかけ、学生・教員・市民によるディスカッションを行っている。また、2017年度から、学生が地域と協働し、地方紙「尾道しまなみ新聞」の記事の作成等を行っている。 日本文学科では、2019年度から、新入生を対象とする学科行事として、一人一人の学生がテーマを持って地域に入り、調査、分析、考察、発表を行う「おのみち文化スタディ」を設けている。 美術学科デザインコースでは、2003年度から、3年次のカリキュラムに「地域プレゼンテーション課題」を設けている。これは、個々の学生が、地域が抱えるさまざまな悩み事や困り事をリサーチし、発見した問題を解決するための企画を立て、デザインワークを行う課題である。なお、この課題に即し、地域の企業経営者等を聴衆とするプレゼンテーションの機会も組み込んでいる。 これらの取組みでは、学生が「地域に入り、地域で学び、地域に還していく」教育が実現できており、参加学生の声や来場者数を見ても、その効果が認められる。 3) 今後の計画：「地域総合演習（仮称）」の開講に向けて 上記の1)2)のような取組みに、地域と大学とを結び付ける効果があることを受け、2018年度から、当時の学長主導のもと、各学科から選出された教員で構成されるワーキンググループにて、学生自身が地域の中で発見した、さまざまな課題に取り組むことを目的とした科目「地域総合演習（仮称）」の開講を検討してきた。教養教育科目（地域・キャリア系科目）として2024年度に開講の予定である。
自己評価	「地域を学びの場」とする教育が実践されていると自己評価するが、今後、これらの既設の取組みを通じた学修効果について継続的な調査が必要である。現行の地域関連科目の授業改善アンケート等により学生の意識を把握し、また、その検証結果を既存の科目のさらなる充実や、新設科目の授業内容への反映に繋げていく。
関連資料	大学の理念・目標 、 第二期中期計画 、 業務実績報告 、 シラバス検索 、シラバス（尾道学入門、地域の伝統文化（囲碁）、文化財学、瀬戸内文化論、建築環境論、文芸創作専門演習 a、写真（映像）演習）、「授業改善アンケート」結果、 街中ゼミ 、 尾道しまなみ新聞(1) 、(2)、 おのみち文化スタディ 、 第19回地域プレゼンテーション課題2022発表展

タイトル (No. 2)	「知と美」を還元する社会貢献
取組の概要	社会貢献は、大学の重要な使命である。本学においても、「社会貢献：活かす尾道市立大学」の目標とともに、社会貢献憲章において「公立大学として、地域社会の要請と期待に応える」ことを掲げている。第二期中期計画においても、地域へ学修機会を提供すること、地域社会との連携・協働を行うことを具体的に設定している。これらに基づき、地域総合センターを中軸として、公開講座等の開催、受託研究等の取組みを行っている。
取組の成果	1) 公開講座等の開催による「知と美」の発信 地域への学修機会の提供は、主に公開講座・公開授業等、生涯学習の場を創出することを通して行っている。2004年度設立の地域総合センター主催あるいは連携のもと、専任教員を主たる講師として「教養講座」「尾道文学談話会」「美術講座」等の公開講座を開催している。また、情報処理研究センターが外部講師を招いた「情報科学研究会」及び「コンピューター講座」を開催する。それぞれ主催のセンターが窓口となり、地域住民に向け本学 Web サイトや広報誌等で広報および集客を行っている。コロナ禍においては、対面の講座開催を中止することもあったが、地元のケーブルテレビと連携した「教養講座」の放映や、期間を区切った動画共有サイト（YouTube）で公開する等、地域への学修機会の提供を継続している。また、教養教育科目の「尾道学入門」の一部は一般に公開している。講座等の参加者の声から、これらの取組みが尾道市を中心とする地域社会との連携および社会貢献に効果的であることが確認されている。 加えて、毎月1回、教員が地域 FM ラジオの番組の一コーナーに出演し、研究や大学の情報を発信している。その他、企画広報室を窓口、本学の専任教員が高等学校等で「模擬講義」や「学問分野説明」等を行う出前授業の仕組みも整えている。 これらの「知と美」の発信の取組みは、引き続き、地域総合センター等を中心に積極的に実施していく方針である。 2) 受託研究による地域社会の要請に応じた「知と美」の提供 「地域社会との連携・協働」については、2012年度に導入した受託研究の制度を通して行っている。これは、地域総合センターが窓口となって民間企業等から委託を受け、経費を委託者の負担として本学の教員及び学生が研究を行い、その成果を委託者に報告する制度である。 近年の成果としては、経済情報研究科の教員及び学生による「AI 画像認識技術による水産塩干物製造における異物選別」（2019年12月～2020年12月）があり、また、美術研究科の学生及び教員による「西日本高速道路福山 SA（上り）パラ園モニュメントデザイン」（2019年2月～10月）、美術学科デザインコースの学生及び教員による「尾道グルメマップ表紙デザイン作成」（2019年6月～8月）がある。加えて、尾道市から依頼された「おのみちしぐさ～COOL CHOICE 編～デザイン作成」（2019年7月～9月）は、日本文学科の教員及び地域総合センター職員が担当した。これらの取組みは本学 Web サイトで発信されるとともに、報道等に取り上げられることもある。 委託企業からは「継続研究により精度を高めてほしい、他の社内業務へも応用してほしい」といった要望を受けている等、高い評価を得ていることが確認される。また、受託研究に参加した学生からは「参加することにより、美術作品の制作が実社会と密接に関わっていけることを実感した」（2019年度参加、美術学科学生）等の声があがっており、教育面の効果も高かったことが窺える。 この他、地域総合センターを中核に置きながら、各学科及び各部局がそれぞれの特性を活かし、地域社会の要請を踏まえて主体的に地域貢献・社会貢献活動に取り組んでいる。
自己評価	各種の取組みは、地域総合センターを中心に各学科及び各部局が連携し、全学的に地域への学修機会の提供、地域社会との連携・協働を実現できている。これらにより、「社会貢献」の目標の達成、そして「知と美」の探究と創造の理念の実現が図られている。今後、さらに地域からの多様な要望に対応すべく、取組みの内容を拡充することが必要である。
関連資料	社会貢献憲章、第二期中期計画、業務実績報告、地域総合センター、公開講座、講座等の参加者の声（地域総合センター叢書 11、『尾道文学談話会会報』第10号）、出前授業、FM おのみち「ユウガッタ・レディオ」への教員出演、受託研究、株式会社カタオカ Web サイト、メディアの報道等

タイトル (No. 3)	個々の学生の「思考力・判断力・表現力」の育成
取組の概要	本学は、2 学部 3 学科及び 3 研究科、入学定員は学部 300 人と研究科 26 人、専任教員 1 人あたりの学生数 20 数人という小規模大学である。「教育：培う尾道市立大学」の目標において、少人数教育の利点を活かし、教員と学生が人間的触れ合いの中で共に学ぶことを掲げ、きめ細やかな学生指導や双方向教育等を行っている。なお、第二期中期計画においても、プレゼンテーション等を重視したアクティブ・ラーニングを全学的に実施することを掲げ、各学科がそれぞれの特性に応じた取組みを行っている。
取組の成果	1) 経済情報学科における演習科目の位置付けと「公開ゼミ研究発表会」等 経済情報学科は、1 年次の必修科目にチューター制度とリンクした「基礎演習」を配置する。この科目は、大学における学修の導入科目であり、主体的な学修の方法、リサーチの手法等の技能修得に加え、自らが思考したこと、自らがリサーチした情報を的確に判断して整理し、その結果をプレゼンテーションし、建設的なディスカッションを行うまでの学びのプロセスを実感できる。 3～4 年次の必修科目「専門演習」は、経済、経営、情報の各コースに配置され、少人数で実施される。専任教員が担当し、学生が設定したテーマで卒業研究を遂行すべく、積極的なディスカッション等が重ねられる。これらの集大成として、2010 年度から、市民も参加可能な「経済情報学部公開ゼミ研究発表会」、情報コースでは 2018 年度から、卒業研究発表会を開催して、学生のプレゼンテーション能力を磨いている。これらの場では、学生が参加者の意見を通して多様な研究視点を獲得し、また、他者に理解してもらうために工夫する力を身に付けていることが確認できる。 2) 日本文学科における演習科目の位置付けと研究発表会 日本文学科では、1 年次の必修科目に専任教員が担当する「日本語学基礎演習」等の基礎演習科目を置き、文献や資料の扱いの基礎、情報を適切に判断する力を身に付けるとともに、主体的かつ論理的な思考のトレーニングを行う。同時に、プレゼンテーションやディスカッションの能力を磨いていく。また、2 年次から履修できる日本語学、日本文学とその関連諸領域の専門演習科目を置き、4 年次での卒業論文制作の指導とともに、全て専任教員が担当する。これらの専門演習では、少人数の双方向教育によって、さらに自ら学び、考える力を養成している。学生は、3 年次から自身の関心に即してゼミを選択し、卒業論文・卒業創作に向けて主体的に学修し、教員と学生の間で、また、学生間で積極的なディスカッションが重ねられる。3 年次と 4 年次では、それぞれ学科の教員及び学生を聴衆とする研究発表会と卒業論文中間発表会での発表が学生に課されている。 3) 美術学科の実習科目におけるプレゼンテーションとディスカッション 美術学科の実習科目においては、基本的に期間を区切った課題が示され、課題に沿って学生が制作・提出した作品が評価される。しかし、特に 2 年次以降のコース別の実習科目の多くにおいて、各課題の講評等を通じて、学生が課題をどのように捉えたか、いかなる思考やプロセスを経て表現に至ったか等を言語化して説明することを求めている。学生のプレゼンテーションをもとに、教員と学生の間で、また、学生間で活発なディスカッションが行われる。これらを通じて、学生が新たな気づきを得て自らの表現を模索するとともに、教員が個々の課題の学修効果等を把握するための恰好の機会としている。今後、学修ポートフォリオ（基準 2 No.3 参照）との連動を期し、さらに充実させていく予定である。
自己評価	演習科目及び実習科目等においては、小規模大学の特徴を活かし、個々の学生の「思考力・判断力・表現力」を育成すべく、きめ細やかな教育及び指導を行うことができる環境が整えられている。担当教員が個々の学生の特性を理解した上で双方向のコミュニケーションを確保し、また、各学科の特性に応じてプレゼンテーションやディスカッションの力を養っている。以上のことから、「教育：培う尾道市立大学」の目標等の達成が図られていると判断する。
関連資料	本務教員一人当たりの学生数、第二期中期計画、業務実績報告書、教育課程表、経済情報学部公開ゼミ研究発表会(1)、(2)、同アンケート結果、経済情報学科カリキュラムマップ、日本文学科カリキュラムマップ、美術学科カリキュラムマップ、シラバス検索、シラバス（基礎演習Ⅰ、専門演習Ⅰa～Ⅱb、日本語学基礎演習、近世文学専門演習 a、近現代文学専門演習 1a、日本画実習Ⅰ～Ⅲ、油画実習Ⅰ～Ⅲ、デザイン実習Ⅰ～Ⅲ）

タイトル (No. 4)	正課に準じた自発的・主体的な学修への支援
取組の概要	本学の理念、また、学生憲章に示す「他人（ひと）の立場を理解しつつ、自分の考えをしっかりと持って主体的に行動できる人となろう」「何事にも好奇心をもって積極的に挑戦し、高い目標に向かって不断の努力をしよう」を実現するためには、学生の自発的かつ主体的な学びが必要不可欠である。本項目で取り上げるビブリオバトル、美術公募展等への出品、自主ゼミ活動等を含め、各学科における正課に準じた自発的かつ主体的な学びへの支援は、学修者の正課の学修にも反映・還元されている。
取組の成果	1) ビブリオバトルの企画・運営、参加、普及等に応じた支援 経済情報学科の一つのゼミが、2013年度から、正課外の取組みとしてビブリオバトルの企画・運営に取り組んだ。学生は日頃のゼミで修得した知識を応用し、地域企業への協賛依頼、審査員の構成や賞品提供等の調整を含めた企画、また、会場設営、司会進行、投票を含めた運営等、すべての実践的活動に携わった。教員は学生の求めに応じてアドバイス等を与えるが、基本的に過度の干渉を避けて「見守り」の姿勢をとる。その中で、学生はプレゼンテーション及びコミュニケーション能力、交渉、調整、リーダーシップ等、実社会で必須となる協働の力を養成しており、この取組みが良き学修モデルとなっている。また、経済情報学科と日本文学科の学生がバトラーとして自発的に参加しており、その中には全国の準グランプリに輝いた学生もいる。さらに、2015・2016年度には、一般市民も参加可能な「おのみち文学三昧」において、公開講演会に関連する本を題材にしてビブリオバトルが開催された。こうした一連の活動を背景に、2018年度には経済情報学科と日本文学科の学生により、小・中学校教員の研修のためにビブリオバトルの実演が行われ、また、同年度の教養講座第5回「尾道本でビブリオバトル！」に本学の学生も協力する等、地域にビブリオバトルが根付くための諸活動へと展開している。 2) 美術公募展への出品等、自主的な制作・発表を支援 美術学科では、国展（絵画等）や院展（日本画）等の公募展、各種コンクール出品に際して教員がサポートを行っている。応募の判断は学生の自主性に任せているが、出品する意義等を折々に伝え、希望者に制作に関する助言を与えている。たとえば、院展の下図・本画研究会には卒業・修了生も参加し、出品作品に関して教員が助言を行う機会が設けられている。これらを経て、在学中に入選等を果たした学生も少なくない。加えて、学生から有志のグループ展等を開催したいとの相談があったとき、ギャラリー、空き家、空き店舗等の展示の場と学生とを教員が橋渡しする等、希望に即した支援が行われる。 3) 自主ゼミ等、自発的・自主的な学びの活動を支援 経済情報学科では、税理士や国税専門官を志望する学生に、大学院での租税法関連の講義への自主的な参加を促している。また、1～2年生の希望者を対象とする「プログラミング勉強会」、3年生以上の希望者を対象とする「人工知能勉強会」を開催して自主的な学びをアシストしている。これらの勉強会は、地域企業からの受託研究に参加する学生を育成する場としても機能した。 日本文学科では、「中世文藝研究会」「和歌文学研究会うたかた」「伝承文学研究会」「近世文学原典講読ゼミ」のような多くの自主ゼミが開催されている。また、「高橋新太郎文庫」の貴重資料の整理、データベース化等に学生が自主的に参加する。これらの成果は、翻刻冊子の刊行、尾道市立大学日本文学会の学会大会における研究発表や、学会誌への寄稿等へ結び付く。なお、学会大会の運営や学会誌の発行等も、教員のフォローのもとに、学生が主体となって行っている。 1)～3)の成果は、個々の教員や各学科から企画広報室へと伝達され、本学 Web サイトで学内外に発信される。また、これらに関わる学生が学長賞・学長奨励賞の候補者となることも多々ある。
自己評価	上記については、教員からの一定の促しもあるが、個々の学生が先輩たちの学びの姿に触発されて自発的かつ主体的に取り組む、さらに後輩にいい影響を与えていく、という循環がある。これらの自主的な学修活動は、確かな学力と豊かな教養、自主的に考え、行動できる主体性と積極性を持つことが強く図られていることを示し、本学の理念「知と美」の探究と創造の実現の一翼を担っている。
関連資料	大学の理念・目標、学生憲章、研究案内、ビブリオバトル(1)、(2)、(3)、(4)「おのみち文学三昧」講演者の感想、「再興第106回院展」入選等、「第77回春の院展」入選等、大学案内、翻刻『女熊阪麗夜草紙』、「尾道市久山田町の伝承文化3」、高橋新太郎文庫、尾道市立大学日本文学会(1)、同参加者アンケート

タイトル (No. 5)	芸術（美術、文学）作品の創作と発信
取組の概要	地方都市では、若手作家、特に学生の創作が紹介される機会は決して多くはない。本学では日本文学科と美術学科とで構成される芸術文化学部の特性を活かし、文学と美術分野の芸術作品の創作と地域への還元に積極的に取り組んでいる。本項目では、本学の理念の実現、また、「社会貢献：活かす尾道市立大学」の目標の達成を図る取組みの一部を紹介する。
取組の成果	1) 尾道市立大学美術館における成果の発表 尾道市立大学美術館は、2005 年度に「教育・研究の成果発表及び実践の場として活用するとともに、美術を通じて地域貢献に資すること」を目的として設置され、大学美術館運営委員会が運営している。本美術館は各年度において、卒業・修了制作展のうち修了制作展の会場となる他、在学生による授業作品展（カリキュラム展）、卒業生による自主企画展、卒業生の制作活動を紹介する展覧会（In Focus）、教員展、尾道市との連携展（高校生絵のまち尾道四季展他）等も開催している。なお、学生は展覧会のポスター・チラシの制作や展示作業等に携わることも多い。その他、年間スケジュールの発行、本学 Web サイトや SNS、市報「広報おのみち」への掲載、また、卒業・修了制作展では学生の企画・編集により図録を発行・頒布する等して、学内外に本活動を広く宣伝している。以上の取組みについて、来館者アンケートの回答等から、本美術館の設置目的に沿った効果を得られていることが判明している。 2) 『尾道草紙』の制作と発行 『尾道草紙』は、「尾道の魅力を新たな創作作品によってさらに輝かせる」というコンセプトのもと、尾道を舞台にした物語を日本文学科の学生が執筆し、それに合わせた装画や挿絵を美術学科の学生が制作するという、全国的にも類例のない協働の作品集である。なお、題材探しや装画等の制作においては、教員が学生からの相談に乗る等している。本誌は 2006 年度に創刊、2021 年度には 5 篇の物語を収める第 16 号を発行した。また、出版費は大学が予算措置して尾道市内の書店で頒布され、広島県大学共同リポジトリでも公開されている。オープンキャンパスや大学説明会等で本誌に触れ、自身も制作に関わりたいとの思いから本学を志望し入学した学生もあり、本誌の制作及び発行の効果が確認されている。 3) 「おのみち文学三昧」開催と広報物制作 2009 年度から開始した「おのみち文学三昧」は、日本文学科と尾道市立大学日本文学会の共催で、学生・教員の研究発表や一般市民も聴講可能な公開講演が実施されている。また、その成果は学会誌『尾道市立大学日本文学論叢』に掲載され、広島県大学共同リポジトリでも公開されている。本イベントのポスター・チラシ等は美術学科の学生が制作し、美術学科と日本文学科の学生が協働して制作する雑誌『翠幻地』の「文学三昧号」は地域へ無料配布されている。以上の取組みは、コロナ禍においてもオンライン等により継続されており、本イベントの参加者アンケートの回答から、学科間の協働が効果的に働いていることも確認されている。なお、開催経費の一部は大学が予算措置している。 4) 「尾道てのひら怪談」のコンテスト開催と入選作の発刊 「尾道てのひら怪談」は、文芸創作分野を担当する日本文学科の教員により、文芸評論家・東雅夫氏が提唱する掌編怪談の尾道版として企画された。2016 年の「第 1 回尾道てのひら怪談コンテスト」では地域の高校生からの応募も含め全国から 239 点、2021 年の第 2 回では 249 点の作品が集まった。また、第 1 回の入選作は『おのみち怪談』（本分社、2018 年）に、第 2 回の入選作は『おのみち怪談 2』（本分社、2021 年）に収録・公刊され、地域及び全国と本学が結び付いた取組みの成果として結実した。なお、コンテスト開催経費の一部と書籍の出版費を大学の学長裁量教育研究費により助成している。
自己評価	芸術文化学部の各学科の特色を活かし、学生の主体的な活動と教員及び大学の支援が効果的に成果をあげている。また、施設や刊行物等が学生及び教員の教育研究の成果を発信する媒体として機能しており、芸術作品の創作が地域社会へ還元されている。よって、本学の理念及び目標の実現が図られており、尾道の文化を活性化することにも寄与していると自己評価する。
関連資料	大学の理念・目標、尾道市立大学美術館、年間展示スケジュール、大学美術館来館者アンケート、『尾道草紙』、尾道市立大学日本文学会、『尾道市立大学日本文学論叢』、「おのみち文学三昧」、同参加者アンケート、『翠幻地』、「尾道てのひら怪談」、『おのみち怪談』、『おのみち怪談 2』

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1（令和4年5月1日現在）

事 項		記 入 欄							備 考						
大 学 の 名 称		尾道市立大学													
学 校 本 部 の 所 在 地		広島県尾道市久山田町1600番地2													
教育研究組織	学 士 課 程	学部・学科等の名称		開設年月日		所 在 地				備 考					
		経済情報学部経済情報学科		2001年4月1日		広島県尾道市久山田町1600番地2									
		芸術文化学部日本文学科		2001年4月1日		同上									
		芸術文化学部美術学科		2001年4月1日		同上									
	大 学 院 課 程	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所 在 地				備 考					
		経済情報研究科		2005年4月1日		広島県尾道市久山田町1600番地2									
		日本文学研究科		2005年4月1日		同上									
		美術研究科		2005年4月1日		同上									
	専 門 職 学 位 課 程	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所 在 地				備 考					
	別 科 等	別科・専攻科・附置研究所等の名称		開設年月日		所 在 地				備 考					
	学生募集停止中の学部・研究科等														
	教員組織	学 士 課 程	学部・学科等の名称		専 任 教 員 等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考	
					教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
			経済情報学部経済情報学科		9人	13人	5人	0人	27人	14人	7人	0人	26人	35.6人	
			芸術文化学部日本文学科		11	3	1	0	15	6	3	0	7	15.8	
芸術文化学部美術学科			7	6	2	0	15	6	3	3	32	15.1			
教養教育等課程			0	1	1	0	2	—	—	0	35	—			
(大学全体の収容定員に応じた教員数)			—	—	—	—	—	15	7.5	—	—	—			
計		27人	23人	9人	0人	59人	41人	20.5人	3人	100人	23.1人				
大 学 院 課 程		研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	備 考		
				研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数				基準数計	
		経済情報研究科		18人	7人	0人	18人	5人	3人	4人	9人	0人	6人		
		日本文学研究科		15	11	0	15	3	2	2	5	0	0		
		美術研究科		15	7	0	15	4	2	4	8	3	13		
計		48	25	0	48	12	7	10	22	3	19				
専 門 職 学 位 課 程		研究科・専攻等の名称		専 任 教 員							助手	非常勤教員	備 考		
				専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数				うちみなし教員数	
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
		計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

施設・設備等	校地等	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考	
		校舎敷地面積		—	35245 m ²	0 m ²	0 m ²	35,245 m ²		
		運 動 場 用 地		—	13061	0	0	13,061		
		校地面積計		26540 m ²	48,306	0	0	48,306		
		その他		—	3550	0	0	3,550		
	校舎	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計		
		校舎面積計		11436 m ²	16792 m ²	0 m ²	0 m ²	16792 m ²		
		教員研究室	学部・研究科等の名称		室 数					
			経済情報学部		29 室					
			芸術文化学部		34					
			その他		3					
		教室等施設	区 分		講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設
			本部		15 室	13 室	29 室	1 室		0 室
	図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数					
		附属図書館		1338 m ²	150 席					
		図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕				
		附属図書館		198382〔12853〕冊	1683〔99〕種	3〔1〕種				
				〔 〕	〔 〕	〔 〕				
				〔 〕	〔 〕	〔 〕				
		計		198382〔12853〕	1683〔99〕	3〔1〕				
		体育館	面積							
			体育館		1831 m ²					

〔注〕

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。

なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2（令和4年5月1日現在）

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備 考
経済情報学部	経済情報学科	志願者数	1,513	1636	1,189	1,350	897		各年度5月1日時点の数値 私費外国人留学生含む
		合格者数	324	309	318	343	335		
		入学者数	228	232	223	240	236		
		入学定員	200	200	200	200	200	116%	
		入学定員充足率	114%	116%	112%	120%	118%		
		在籍学生数	961	983	955	942	960		
		収容定員	800	800	800	800	800		
芸術文化学部	日本文学科	収容定員充足率	120%	123%	119%	118%	120%		
		志願者数	325	318	396	374	310		
		合格者数	68	64	71	68	68		
		入学者数	57	56	61	57	60		
		入学定員	50	50	50	50	50	116%	
		入学定員充足率	114%	112%	122%	114%	120%		
		在籍学生数	241	236	238	239	237		
	美術学科	収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	121%	118%	119%	120%	119%		
		志願者数	270	285	313	247	212		
		合格者数	61	62	59	60	60		
		入学者数	56	54	54	55	55		
		入学定員	50	50	50	50	50	110%	
		入学定員充足率	112%	108%	108%	110%	110%		
学部合計		在籍学生数	229	226	226	228	227		
		収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	115%	113%	113%	114%	114%		
		志願者数	2,108	2,239	1,898	1,971	1,419		
		合格者数	453	435	448	471	463		
		入学者数	341	342	338	352	351		
		入学定員	300	300	300	300	300	115%	
		入学定員充足率	114%	114%	113%	117%	117%		
学部合計		在籍学生数	1,431	1,445	1,419	1,409	1,424		
		収容定員	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
		収容定員充足率	119%	120%	118%	117%	119%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	備 考
経済情報学部	経済情報学科	入学者数（2年次）	0	0	0	0	0	各年度5月1日時点の数値
		入学定員（2年次）	0	0	0	0	0	2018（経済情報）交換留学生4名を含む。
		入学者数（3年次）	7	7	6	4	3	2019（経済情報）交換留学生7名
		入学定員（3年次）	0	0	0	0	0	2020（経済情報）交換留学生5名を含む。
		入学者数（4年次）	0	0	0	0	0	2021（経済情報）交換留学生4名
		入学定員（4年次）	0	0	0	0	0	2022（経済情報）交換留学生2名を含む。
芸術文化学部	美術学科	入学者数（2年次）	0	0	0	0	0	
		入学定員（2年次）	0	0	0	0	0	
		入学者数（3年次）	0	0	1	2	2	
		入学定員（3年次）	0	0	0	0	0	
		入学者数（4年次）	0	0	0	0	0	
		入学定員（4年次）	0	0	0	0	0	
学部合計		入学者数（2年次）	0	0	0	0	0	
		入学定員（2年次）	0	0	0	0	0	
		入学者数（3年次）	7	7	7	6	5	
		入学定員（3年次）	0	0	0	0	0	
		入学者数（4年次）	0	0	0	0	0	
		入学定員（4年次）	0	0	0	0	0	

<研究科>

研究科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備 考
経済情報研究科	志願者数	5	7	7	7	5	50%	各年度5月1日時点の数値
	合格者数	5	5	5	5	2		
	入学者数	4	5	4	5	2		
	入学定員	8	8	8	8	8		
	入学定員充足率	50%	63%	50%	63%	25%		
	在籍学生数	6	10	15	14	12		
	収容定員	16	16	16	16	16		
	収容定員充足率	38%	63%	94%	88%	75%		
日本文学研究科	志願者数	4	3	2	0	2	10%	
	合格者数	3	1	0	0	0		
	入学者数	2	1	0	0	0		
	入学定員	6	6	6	6	6		
	入学定員充足率	33%	17%	0%	0%	0%		
	在籍学生数	3	4	1	1	0		
	収容定員	12	12	12	12	12		
	収容定員充足率	25%	33%	8%	8%	0%		
美術研究科	志願者数	17	9	11	9	9	85%	
	合格者数	17	7	11	9	8		
	入学者数	17	7	11	8	8		
	入学定員	12	12	12	12	12		
	入学定員充足率	142%	58%	92%	67%	67%		
	在籍学生数	29	24	19	19	16		
	収容定員	24	24	24	24	24		
	収容定員充足率	121%	100%	79%	79%	67%		
研 究 科 合 計	志願者数	26	19	20	16	16	57%	
	合格者数	25	13	16	14	10		
	入学者数	23	13	15	13	10		
	入学定員	26	26	26	26	26		
	入学定員充足率	88%	50%	58%	50%	38%		
	在籍学生数	38	38	35	34	28		
	収容定員	52	52	52	52	52		
	収容定員充足率	73%	73%	67%	65%	54%		

<編入学>

研究科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	備 考
経済情報研究科	入学者数（1年次）	0	0	0	0	0	各年度5月1日時点の数値
	入学定員（1年次）	0	0	0	0	0	
	入学者数（2年次）	0	0	2	2	0	
	入学定員（2年次）	0	0	0	0	0	
日本文学研究科 美術研究科	入学者数（1年次）	0	0	0	0	0	2020年度（経済情報）協定校からの編入学生 2021年度（経済情報）協定校からの編入学生
	入学定員（1年次）	0	0	0	0	0	
	入学者数（2年次）	0	0	0	0	0	
	入学定員（2年次）	0	0	0	0	0	
	入学者数（1年次）	0	0	0	0	0	
	入学定員（1年次）	0	0	0	0	0	
	入学者数（2年次）	0	0	0	0	0	
	入学定員（2年次）	0	0	0	0	0	
研究科合計	入学者数（1年次）	0	0	0	0	0	
	入学定員（1年次）	0	0	0	0	0	
	入学者数（2年次）	0	0	2	2	0	
	入学定員（2年次）	0	0	0	0	0	

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜間講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。